

# 令和2年度 第3回 新潟市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会 会議録

## 【日 時】

令和3年1月14日（木曜）午後2時から午後4時30分

## 【場 所】

新潟市役所 本館6階 第3委員会室（新潟市中央区学校町通1番町602番地1）

## 【出席者】

<委 員>

美の委員、富田委員、西村委員、林委員、田中委員、廣川委員

計6名

（欠席委員：佐藤委員）

<事務局>

障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員

## 【傍聴者】

なし

## 【目 次】

1. 開会・・・・・・・・・・ p 2
2. 課長挨拶・・・・・・・・ p 3
3. 議事・・・・・・・・・・ p 4
4. 講演・・・・・・・・・・ p 19

## 1. 開会

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

ただいまから、令和2年度第3回新潟市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会を開催いたします。

本日はお忙しい中、分科会にご出席いただきましてありがとうございます。本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の上村と申します。

本日の会議につきましても、議事録作成のため録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配布資料の確認をお願いいたします。事前にお送りいたしましたものとして、

- ・ 本日の次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 座席表
- ・ 【資料1】 計画に対する意見
- ・ 【資料2】 パブリックコメントについて
- ・ 【参考資料1】 新潟市障がい福祉施策アンケート調査（クロス集計）

その他パブリックコメントの際にお送りしたものと

- ・ 第4次新潟市障がい者計画（案）
- ・ 第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画（案）

以上8点となります。

また、本日机上配布したものと

- ・ 【参考資料2】 新潟市障がい福祉施策アンケート調査
- ・ 講演資料

を配布させていただきました。以上となりますが、お手元にごございますでしょうか。

次に、本日の委員の出席状況でございますが、佐藤委員から欠席のご連絡をいただいております。7名の委員のうち、6名の委員の方々が出席されており、過半数を超えておりますので、この分科会が成立していることをご報告いたします。

## 2. 課長挨拶

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、開会にあたりまして、長浜障がい福祉課長よりごあいさつ申し上げます。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

あらためまして、皆さん、明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願いたします。今日は本当にお忙しい中、また足元が悪い中、この分科会のほうにご出席いただきまして、本当にありがとうございます。新年早々大雪で、そしてまたコロナのほうもなかなか収束の兆しが見えないという中で、年始気分にはゆったり浸ることもできないという状況でございますけれども、この計画づくりのほうもいよいよ大詰めに入りました。今日このあと会議のほうでも説明をさせていただきますけれども、いろんな会議で頂いた意見を踏まえて、若干修正をさせていただいておりますし、現在パブリックコメントで市民からの意見も募集しているという状況でございます。そのような状況を踏まえて、また皆様方のほうから何かあれば、今日ご意見のほうを頂ければなと思っております。

また今日は、その計画づくり以外ということで、議事終了後、講演ということで、障がい者の就労ですとか ICT の活用に関する講演を、委員であります林先生のほうと、それから NSG ソシャルサポートの樋口代表のほうから、お話を伺うという予定になっておりますので、こちらのほうもぜひ今後の参考にしていただければと思っております。

大体2時間ぐらい予定しておりますので、活発なご意見いただければと思っております。よろしくお願いたします。

3. 議事（1）第4次新潟市障がい者計画（案）及び第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画（案）について

（司会 障がい福祉課 上村課長補佐）

続きまして、これより議事に移らせていただきます。議事の進行につきましては、田中会長、お願いいたします。

（田中会長）

それでは、次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思います。おおむねの時間配分ですけれども、（1）第4次新潟市障がい者計画（案）及び第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画（案）についてを30分程度、（2）パブリックコメントについてを15分程度、その後議事が終了次第、講演に移ります。講演については（1）障がい者のICT利活用についてと、（2）障がい者施設からの一般就労についてを、それぞれ30分程度予定しております。会場の使用時間も踏まえて、最終的に午後4時ぐらいまでに会議を終えたいと考えておりますので、円滑な議事進行にご協力お願いいたします。

それでは、議事の（1）第4次新潟市障がい者計画（案）及び第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：長浜障がい福祉課長）

それでは議事の（1）について、私のほうから説明させていただきます。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

それでは、資料1をご覧ください。この資料1につきましては、これまでの障がい者施策審議会や、当分科会で委員の皆様から頂いた意見をまとめたものということになっております。数多くの意見を頂いておりますので、この中から主な修正点等を中心に、ご説明をさせていただきます。

はじめに、第4次新潟市障がい者計画と、第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画の、両方の計画に関する内容について説明をいたします。ナンバーで言うと1番、計画案の概要版作成に関する意見でございます。計画の素案は量が多くて、委員が読んでも大変なため、パブリックコメントに向けて、現行計画から変わった点などをまとめて示されるといいのではないかとといった意見を頂きましたので、今回のパブリックコメントでは、計画案の概要版を作成して、全体版と一緒に閲覧場所に設置をいたしました。なお、視覚障がいのある人に対する情報保障として、全体版、それから概要版の点字の資料のほうも、作成をさせていただいております。

次に、第4次新潟市障がい者計画に対する意見と、それを踏まえた修正点等について説明をさせていただきます。ページで言うと2ページになります。2ページのナンバー5番、基本理念についてですけれども、障害者基本法の目的にもあるように、「障がいの有無によって分け隔てられることなく」という表現に修正してはどうかといったご意見を踏まえまして、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す」というふうに修正

をいたしました。

次にナンバー6番、同じく基本理念についてのご意見でございますが、将来的に経済的に支援を続けていくには限界もあるので、今後は障がい者に対する社会全体の理解を深め、社会全体の意識を変えていく必要があるのではないかとといった意見を踏まえまして、障がい者に対する社会全体の理解を深めていくことの重要性について追記をさせていただきました。

次に10番、障がい者就労についての意見でございますが、新潟市や市の教育委員会の雇用率を記載することができないか。また新潟市の民間企業における障がい者雇用率を記載することはできないかというご意見を踏まえまして、新潟市、それから新潟市教育委員会の障がい者雇用率について、追記をいたしております。また新潟市域については、3つのハローワーク、ハローワーク新潟、ハローワーク新津、ハローワーク巻が所管するので、厳密な新潟市の障がい者雇用率は出せないんですけれども、ハローワーク新潟管内の数値を参考として追記をするようにいたしました。

次に2ページが一番下、13番、相談支援体制の充実ですけれども、基幹相談支援センターの仕事量が非常に多いことや、連携体制、役割分担等について加筆してはどうかといったご意見を踏まえまして、「施策の方向性」について、基幹相談支援センターの役割や連携体制を明確にした内容への修正をいたしました。

次の3ページの18番。情報提供・意思疎通支援の充実では、「施策の方向性」について、障がいの個人（医学）モデルに基づくとらえ方であり、社会モデルのとらえ方に転換していく必要があると思うため、表現をあらためてはどうかといったご意見を踏まえまして、障がいの個人・医学モデルのとらえ方から、社会モデルに基づくとらえ方へと、表現を修正をさせていただきました。

次に、1つ飛んで20番。障がいの予防と早期の気づき・早期の支援では、こころの支援体制の内容について、地域の保育園等でも、集団参加において社会性の課題を抱える子への専門的な療育を、保育所等訪問支援事業で実施し、支援体制の充実を図るといった内容としてはどうかのご意見を踏まえまして、巡回支援専門員の派遣や、必要に応じて保育所等訪問支援や児童発達支援事業所等の利用につなげるといったような内容に修正をいたしました。

次に21番になります。医療・リハビリテーションの支援に対する意見でございますが、リハビリテーションに関する記述がないけれども、障がい者の自立支援、生活訓練等のリハビリテーションは、現状では不十分であり、その拡充、推進を加筆するべきではないかといったご意見を踏まえまして、施策の方向性に、身体機能の維持向上や、日常生活の質の向上など、リハビリテーションに関する内容を追加するとともに、「医療の支援」となっていた項目名を、「医療・リハビリテーションの支援」という項目名に修正をいたしております。

次にちょっと飛びまして28番、学校教育の充実ですけれども、障がいのない児童が、障がいの体験会等を通して、障がいに対する理解を深めていくことが大切であるため、理解促進に関する福祉教育など、通常学級へのアプローチについて、この項目でも追加をしてほしいといったご意見を踏まえまして、施策の方向性に、福祉読本を活用した障がい理解について、追記をさせていただいております。

それから次の 29 番、雇用促進と一般就労の支援ですけれども、現行計画の策定から 6 年がたち、この期間に障害者雇用促進法の改正や、障害者差別解消法が施行をされた。障害者雇用促進法の改正では、雇用において、障がいと理由とする差別の禁止等が規定されたため、そのような内容を追加するべきではないかといったご意見を踏まえまして、「現状と課題」の箇所に、障害者雇用促進法の改正において規定された、雇用分野における障がいを理由とする差別の禁止や、合理的配慮の提供義務について追記をいたしました。

続きまして、34 番、権利擁護の推進という箇所になりますけれども、障がい者虐待という言葉だけじゃなくて、もっと障がい者虐待の内容について具体的に記載したほうがよいといったご意見を踏まえまして、「施策の方向性」の欄には、通報や届出の受理、保護のための相談や対応といった、障がい者虐待の具体的な対応を、追記をさせていただきました。

それから次の 35 番、障がいと障がいのある人に対する理解の普及では、基本理念と同様、将来的に経済支援には限界があるため、今後は障がい者に対する社会全体の理解を深め、社会全体の意識を変えていく必要があるのではないかといったご意見を踏まえまして、「現状と課題」それから「施策の方向性」の両方の箇所に、それぞれ障がいや障がいのある人に対する理解を深めることの必要性や、その取り組みについて内容を追記をいたしました。

次に 37 番、こちらも障がいと障がいのある人に対する理解の普及ですけれども、ヘルプマークの運用、周知啓発など、施策推進活用に加えていただきたいといったご意見を踏まえまして、「施策の方向性」に、ヘルプマークや障がいに関する各種マークの周知啓発について、追記をさせていただきました。

続いて、第 6 期新潟市障がい福祉計画・第 2 期新潟市障がい児福祉計画に対する意見と修正点についてでございます。次のページの 41 番、強度行動障がいのある人や高次脳機能障がいのある人に対する支援体制の充実という項目になりますけれども、強度行動障がいに対する適切な支援ではなくて、改善に向けた内容に修正をして、市の姿勢を示してはどうかといったご意見を頂きましたので、改善に向けた適切な支援ができるようにといったような表現に修正をいたしました。

それから次に 45 番、⑤一般就労移行者の就労定着支援利用率では、就職者を出した事業所が、必ずしも定着支援を実施しているとは限らないので、この成果目標の目標値、70%の妥当性というのが測れないのではないかといったご意見を頂いたところでございます。私どもとしましては、この就労定着支援の全体の実績が、市としてはまだまだ少ないため、国の設定する目標値である 70%を、市の目標として設定をさせていただいたというところでございます。なお、この就労定着支援事業は、必ずしも利用者が一般就労時に通所していた移行支援事業所等でなければ利用できないサービスではありませんけれども、希望者がサービスを円滑に受けることができるように、事業所に対して、事業の開始を促す取り組みというものを継続していきたいというふうに考えています。

続いて、委員の皆様から頂いた意見とは別に、私ども事務局のほうで修正をさせていただいた点について、主なところを説明させていただきます。第 6 期新潟市障がい福祉計画・第 2 期新潟市障がい児福祉計画の、実際の計画案の 32 ページをご覧くださいませでしょうか。第 6 期新潟市障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画の計画案の 32 ページの 1 番下の項目になります。「ウ 居住系サービス」の③施設入所支援という項目になります。

よろしいでしょうか。こちら、これから次年度から3年間のサービス提供量の見込を記載をすところになりますけれども、この施設入所支援については、県との調整が必要だったので、これまでは現行計画を維持するものとして、毎年度623人ということで見込んでおりましたけれども、現時点での県との調整状況を踏まえて、令和5年度のサービス提供の見込量を635人に修正をさせていただいております。現在この施設入所待機者のうち、なるべく早期な入所が必要だと考えられる待機者が約80人おりますので、令和5年度末までに、最低でもこの半分の40人は施設入所ができるように取り組んでいきたいということで、このような数値のほう設定させていただいております。ただ、こちらの数値、県との調整状況によっては、今後修正する可能性があるということも、あらかじめご承知おきいただければと思っております。

それから続きまして、同じ計画の39ページでございます。39ページの(8)障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組みですけれども、これまでは新潟県が実施する相談支援従事者初任者研修への参加を見込んで、毎年度3人というふうにして決めておりましたが、今回私どものほうで、各年度の見込量を15人に修正をさせていただきました。これは、対象となる研修について、新潟県のほうに確認したところ、障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進するものであると市町村が判断すれば、国保連や国、市町村が実施する研修でも、その見込に含んでもよいという回答を頂きましたので、私ども新潟市が実施する、強度行動障がい者児実施研修や、社会福祉法人会計研修等への、本市職員の参加というものも新たに見込んだということで、3人から15人に増やさせていただいております。

私どものほうで計画のほうを修正させていただいた点は、以上になります。なお、前回の分科会で意見を頂きました、アンケート調査のクロス集計したものを、今回参考資料の1、それから2ということで配布しておりますので、それぞれ参考にしていただければと思います。参考資料1のほうが、全部の項目をクロス集計したもの、参考資料2のほうは、そのうち、今回のこのあとの講演にも、就労に関する部分の質問であります4と14、この2項目について、さらに細分化して、クロス集計したものというものになっておりますので、ご覧いただければと思います。計画案に関する説明については以上でございます。

(田中会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問ありますでしょうか。どうぞ。

(富田委員)

計画に対する意見の資料1の2番に、「親亡き後」という言葉をあまり使わなくなったので、削除したほうがいいんじゃないかとあります。私は施策審議会の委員でもあるので、この場にいたんですけれども、そのあと長浜課長がコメントしてくださって、また別の方が、全国的にも「親亡き後」という言葉が死語になっているから、なくしたほうが良いというふうなことをおっしゃって、でもそのときから私は悶々とした気持ちでいました。それを育成会、毎月役員会があるので、そのときにちょっと提案したんですね。ほかの障がいの方は、もしかしたらそういうレベルになっているのかもしれないけれど、課長もおつ

しゃったように、重度の知的障がいはそのようなレベルにはなっていないと。だからこれをなくしてしまったり、もしかしたらもう解決したんじゃないかとか、悩んでいる人がいないんじゃないかと思われてしまう。だからこれなくすのはどうなんだろうという意見がすごく多くあがってきたので、そこを皆さんどう思うかなと思いました。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

正直、施策審のときに、私どものほうも回答させていただきましたけれども、やはりそういう重い障がい者のご家族の方とお話をしたりとかしていると、やはり「親亡き後」という言葉は、まだまだ本当に重要なものとして使われているというふうに私どもは認識しているので、こういうように計画のほうに最初入れたんですけれども、いわゆる一般的な社会の流れの中では、こういう言葉は今もう使わないんじゃないかというようなことが、施策審議会のほかの委員のほうから意見があって、今はその意見を踏まえて、計画案からは、そこは一応「親亡き後」という言葉は落として、「重度化や高齢化など」みたいな形でまとめさせていただいているのですが、この辺については正直、どちらに重きを置くかというところなのかなと思うんですよね。実際に重度の障がい者のご家族の方の気持ちを重視して記載をするか、もしくは社会的に一般的な考えとして書くのであれば、今はどうなのという点で記載するか、どちらにするかというあたりについては、逆に私らとしてもいろいろとご意見を頂ければありがたいなというところでございます。

(西村委員)

すみません、いいですか。同じ項目のところで、私もすごく引っ掛かっていて、というのは、私の自分の研究が、知的障がいのある人の親亡き後の研究をしております、先ほど出た、障がい者支援施設の待機者も、やっぱり親亡き後地域で暮らす見通しというか、イメージがつかない。そうすると、もしかしたら少し本意ではないかもれないけれども、障がい者支援施設に入ると、職員さんがケアしてくださるしということで、待っていらっしやる。ただ、今も満床の状態、空きが出るというのは、入所の方が亡くなった後で空きが出るのか、長期入院してるので、施設に戻れないので空きが出るといった状態であって、本当に親亡き後というのは全然死語になってないと思うんです。厚労省の地域生活拠点等のところにも、はっきりと「親亡き後」という言葉が出ていて、今生活のしづらさ調査というのを5年おきに国がやっていますよね。それにも出てるんですけれども、圧倒的に身体や精神と比べて、知的障がいのある人が家族と住んでいて、家族のケアに頼っている状況が、歴然とあるんですね。という状況を踏まえると、「親亡き後」というのは、今は見れるけれども、この先5年、10年どうなるかわからないといった意味では、やっぱり「親亡き後」というのは、まだ全然困難な問題としてあるので、やっぱり入れるべきなんじゃないかなというふうに、私も思います。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

はい、ありがとうございます。そうしましたら、私らも正直、もともと入れてた側なので、施策審の意見で一回落としてますけれども、今回こちらでもこういうようなご意見があったということ踏まえて、計画自体は施策審議会のほうで何回も揉んで案をつくって



いくということになっているので、施策審の会長さんのほうとも、今回のご意見を踏まえ、ちょっと個別に調整をさせていただきます。今パブリックコメントでも市民さんのご意見を頂いてますので、それに対する対応ということも含めて、頂いた意見ということで、対応方法をまた検討させていただきます。

(田中会長)

この親というのは、障がい児の保護者ということですか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

そうですね。

(田中会長)

要するに保護者イコール親じゃなくて、親じゃなくても保護者になれるわけですよ。だから保護者亡き後ってことですよね。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

そうですね。

(林委員)

実際の文では、どこにそういう言葉が出てくるんですかね。その流れがどうなってるかが重要で、個別の言葉というよりも、どういう流れの中でそれが使われているかが重要じゃないかと思うんですけど。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

1部、総論。

(林委員)

総論にあると。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

1部総論の12ページのところかな。今もう消えてるんですけど。第4次新潟市障がい者計画(案)の12ページの一番最初。

(林委員)

12ページ。第4次のあれですね。12ページ。そこにあったんですね。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

今、「5. 地域生活支援拠点等の整備」。

(林委員)

この重度化、高齢化ですね。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

この「重度化や高齢化等」って。

(林委員)

等っていったとき、ここに「親亡き後」というのがあった。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ここにももとは、「重度化や高齢化、親亡き後を見据え」というのが入ってたんですけど、そこから「親亡き後」という言葉を落としたという。

(林委員)

なるほど。それで、「等」にしちゃったんですね。

(西村委員)

すみません、先ほども申し上げたんですけれども、厚労省のほうの地域生活支援拠点等整備促進のところには、「親亡き後」って入っているのです。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

そうなんです。それも施策審のときに私らそういうお話もさせていただいたんですけど、やはり一部の委員の方、事業所運営してる方なんかも、今あんまり使いませんよねというようなことがちょっとあったりして、であればということで、今こういう形になってるんですけど、実際にはまだ厚労省のほうでもこうやって言葉使われたりしてますし、現実的にはやっぱり、重度の知的障がい者の親御さんたちからすると、親亡き後というのはものすごく大事なことなんだというふうに、私らは思っているんですけれども。

(田中会長)

今あんまり使わない、じゃあ代わりにどういう言葉使うの。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

代わりに多分使わないんじゃないですかね。

(林委員)

よろしいですか。恐らく、「重度化、高齢化」と「親亡き後」というのは、質が違うからだと思うんですね。文の流れでは。並列にしにくいから。実は親亡き後というのは、ある意味では高齢化というのの一部になってる可能性が高いので、恐らく表現上で使われないのかなという。「親亡き後」だけやたら浮きますよね。恐らく同じような、似たような言葉いっぱいあるから。

(田中会長)

本人が高齢化してね。

(林委員)

本人が高齢化するという事は、当然親がいなくなるんだろうという、そこに含めるほうが、そこに「親亡き後」というのを入れると、そこは先ほど言われたみたいに特別な意味が恐らく、それをわざわざ外側に、陽に見えるように出すということは、重度化とか高齢化の一部ですよ。ということなのかなって。別にそれ保護してるわけじゃないんですけど、恐らくそんな意味だろうなという気はしますね。あえて考えれば、落としたという理由を考えれば。ただ、親亡き後というのは深刻なんですけど、そこだけ表に出すと、もともと福祉の社会化ということ考えた場合に、ほかにもそんなこと言ったらいくらでもあるんじゃないかとも言えないわけじゃないわけですよ。だからまだ日本は、そういうところがちゃんとできてないから、社会保障が不十分な面が非常にあって、保護者が過大な負担を強いている面があると。だからそういうものをやはりわざと陽に出して、それを改善するようにやったほうがいいんじゃないかというのが、恐らく富田委員のご意見なんだろうなというのはわかりました。ありがとうございます。

(富田委員)

いいですか。何十年後かの目標として、「親亡き後」が死語になってほしいというのは、私たちも本当に思ってるんですけど、でも3年ごとにつくる福祉計画は、具体的なもので、足元をしっかりと見ていかなければならないので、入れるべきだと思います。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

はい、わかりました。それはこれでちょっと、施策審の会長のほうと、個別に調整させていただきたいと思います。

(林委員)

もしかしたらここに入れるんじゃなくて、もっとあとのほうでそういうことを別個に、個別に書いたほうがいいのかも说不定ですよ、文章の中に。これと並列するのはちょっとおかしいかもしれない。重度化・高齢化って話と親亡き後というのは、どう考えても同じレベルの話ではないので。このあとのほうの文章に追加すればいいんじゃないですか。現実の社会では、社会化が進んでなくて、保護者の高齢化というのは非常に大きな社会問題になってるみたいな。その改善に向けて努力するみたいな文章があっても、それだけ大事なことであれば、そんな中にちょこっと入れるだけじゃなくて、もっと陽に出して、その解消というのが大きな社会問題なんだと。福祉の社会化と言いながらも、実は保護者の負担が非常に課題なんで、その解消を目指すんだ、一步一步目指していくんだというのがあってもいいのかなという気がします。だから部分的な言葉尻やらないで、もっと大きなところで、大していっぱい書く必要ないので、入れたらどうかなというのが私の意見です。以上です。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ありがとうございました。

(田中会長)

このことに関して、また相談する会議があるんですか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

今、パブリックコメントの募集してますので、それが終わったあと、1月の終わりか2月の頭に、もう一回施策審議会を開いて、最終的な案として固める場があるので、そこで正式には諮りたいと思いますし、その前に会長さんのところには、個別にご相談にあがろうかなと思います。

(田中会長)

じゃあそこで、今の意見踏まえて検討してもらえればいいと思いますけどもね。ほかに何かありますでしょうか。

(美の委員)

今の関連とまたちょっと関係した質問になるんですが、冒頭の部分で、実際の施策審議会のほうがあるということであれば、やはりそのところでもう一回意見を取りまとめていただくのが筋と言えば筋かなと、今委員長がおっしゃったとおりにかなとは思っております。

その関連の中で、この前、議会の中では、陳情という少し重い形で、障がい者の親御さんからご要望いただきまして、まさに親亡き後、面倒見てくれる施設が足りてないので、何とか頑張ってもらいたいということで、先ほども課長も丁寧なご説明されてました。ただ、審査をしながら、まずは増やすという方向については県の了解があるということで、ここで即断もできない話ですが、もう1つの考え方の中で、ここに書いてある、32ページですかね、先ほど説明ちょういただきましたが、これがその意味する部分なのかどうかちょっと私認識がまだ足りてないんですが、休めるときがないと。陳情者の方が、そこをすごいせつない思いを伝えられてて、一時でも預かってもらえないとか、自分が大変なときに助けてくれる部分が少なくなると。常時ずっと助けてあげることとても大事なんですが、緊急時のときに助けてあげられる部分を、もう少しつくっておかないと、張り詰めたままでは人間糸がいつか切れてしまいますから、やはりその辺のところについて、大きな動きをする中では今どんなふうに市が考えているのか、ちょっと確認だけしておきたいなと思ったんですが、どんなものでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

今お話があったとおり、基本的に継続的な支援という部分については、グループホームですとか施設入所というのを増やしていくという形になりますし、そうでなくて緊急時の対応ということになると、サービスの種類でいうと、今と同じ32ページの一番上の、短期入所というところでしょうかね。いわゆるここもサービス量伸ばしていくということには

なっているんですけど、問題は、この短期入所やったださってる事業所さんが、どんな人でも全員受け入れてくれるという事業所であれば問題はないんですけど、やはり支援員のスキルだとか経験だとかという面で、ちょっとうちではこの人は預かるのは難しいですみたいなことが、どうしても出てくるんですね。そういうところをなるべく少なくしていくために、市としては特に強度行動障がいの方の受け入れができるように、支援員の方の実施研修というのを、市の単独の事業として、平成27年か28年か、もう5年ぐらいやってきて、その研修が終わった人も120人ぐらい、支援員としては出てきているんですけど、こういうのを継続しながら、既存の事業所も含めて、緊急時の受け入れができるようにまずしていこうというのが、大きな流れとしては1つ。

それから、先ほどの「親亡き後」という表現を消しましたといった、この4次障がい者計画の12ページのところで、ちょうど地域生活支援拠点の整備ということになっているんですけど、この地域生活支援拠点というのが、緊急時の相談とか受け入れみたいなものを、各市町村でこういう場所を整備していってくださいというのが国の方針になっていて、新潟市ではここに書いてあるように、24時間の相談支援だとか、緊急時の訪問とか受け入れというのを、今始めているというところになります。ただ、この緊急時の受け入れというところも、短期入所事業所6と書いてあるとおり、実際にはもっとショートステイをやっている事業所はいっぱいあるんですけど、これやったださってるのは6事業所に今なっていて、要するにこういう所がもっと増えていく、そのためにはここで働くことができるスキルのある職員を増やしていくということが必要になってくる。でも、ここで働ける人を増やすというのは、イコールグループホームだとか入所施設でもそういうスキルが職員には必要になるので、やっぱり福祉の事業所、特に重い人が対象になっている、日中の通所の場所で言うと生活介護ですとか、緊急時の受け入れの場所になる短期入所、それからグループホームとか施設入所といった、暮らしの場になるような所の職員については、これは全国的な課題であると思いますけど、もっと人材の育成というものをしていけないといけないなというところがございます。

そういった中で、先ほど言った研修というものと、そういう受け入れが対応できる事業所と協定を結んで、この緊急時の受け入れ箇所というのを少しずつ増やしていくというようなことで、進めているところがございます。

#### (美の委員)

非常に建設的なお話だなと思います。それがこの計画の中にどのように入っているかというのが、この前決議したばかりの話なものですから、タイム的には非常にタイトな中なんで、まだ反映が十分にされてないんだろうなと。一方で、先ほど言ってた、われわれ決議をとった以上は、それを履行を求めていくことが求められますので、そういった意味では、その部分、ちょうど先ほどのお話と一緒に、本当に支えている方々は多分保護者という形になると思うんですが、その人に対していかに支えるかは、やはりここからが公共の仕事のような、もう大きな意味では、林先生がおっしゃるように、社会全体がということはもちろん訴追していくべきですが、3年間という短い期間の中においては、やはり実際にそれを執行できる能力があるのは行政であると私は認識している中では、この3年間という限られた中においては、むしろ、まずは本当に困ったときに確実に助けてあげられ

るような体制づくりを、その先は、今言った県との協定の中でいろいろ、枠そのもの、または社会そのものを変えていくという意味では大事なんですが、そこがもう少しこの計画の中にしっかりと入れられたほうが、この先貴課としても動いていくときにしっかりとした理由になりますし、今言った、市民の代表がそれを決議という形でとったわけですから、そこはしっかりと反映していただけるといいのかなと。最終的には課長がよく考えていることはよくわかりましたので、あとは書面の中にそれをぜひ展開していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

前回の議会で採択された、請願の施設入所の整備というところについては、先ほども説明させていただいた、施設入所支援の計画量を、これまでの 623 から 635 に増やすと、市としてはここを増やしていくんだというのが、まずは市としての意思を外に対して示すところになるのかなと思います。この計画が正式にこれで OK になれば、これを踏まえて、県・国のほうに、入所施設というものをぜひ市としては、まだまだ定員を増やしていきたいんだ、場合によっては新設でつくっていききたいんだと。ついてはその補助金という措置もお願いをしたいという話を、働き掛けていくということを進めていこうかなと思っております。

それ以外の、人材の育成だとか、もしくはショートステイの受け入れ可能場所をどんどん増やしていくということについては、項目の中としては、どちらかというところと障がい者計画のほうの、サービス基盤の充実とか人材の育成みたいところに、施策の方向性として書いてあるんですけど、具体的にこれ何をやっているかということについては、毎年度毎年度の予算措置の中で、研修を充実していくだとかという形をとっていければなということ、将来的な予算措置がない中で、この計画、主な事業というのを描いているので、今やってる事業名しかここには書けないんですけど、実際には方向性が合えば、新しく予算措置をして、新しい研修をやっていくだとか、研修の規模を拡充していくとかいうことも可能だと思っているので、そういった中で対応していきたいなというふうに思っております。

(美の委員)

最後に、先ほど申し上げたとおり、ことが急を要する部分ですので、人が育つのはもちろんやっていかなきゃいけないので、そこはまったく問題ないんですが、私が求めているのは、やはり急を要する部分において、しっかりと市民の声と審議会の中でも意見を頂いたことを踏まえて、これがしっかりと、計画の大事なところに書き込まれていないというよりは書き込まれてあったほうが、現実化するときにも、数字が増えてますけど、これ県の了解がなければできませんなんて言っている間は、市単独では解決できない問題になってしまいます。ただ、今言ったグループホームができるまでの間、じゃあ行政的に、何らかの形でそのスキームをつくることは、予算さえ確保できれば、できないとは言わない話だと思っておりますので、それについては今言った意思をわれわれは示したというところをしっかりと、このあと、すみません、施策審議会がもう 1 個控えてますので、私としては今持っている議会の情報を合わせてこの場でお伝えして、実際に審議会に出られる委員の方

には、その辺のところしっかりと反映していただけるようにしていただければなというところで、発言を終わらせていただきます。

(田中会長)

ありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

### 3. 議事(2)パブリックコメントについて

(田中会長)

それでは2番のパブリックコメントについて、説明をお願いします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

それでは、議事の2のパブリックコメントについて説明いたします。資料2のほうをご覧ください。パブリックコメントにつきましては、1番の目的に記載のとおり、本市の政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進し、開かれた市政運営及び協働のまちづくりを推進することを目的としており、障がい者計画や障がい福祉計画、障がい児福祉計画など、個別行政分野における基本的な計画は、パブリックコメントを実施しなければならないとされていることから、現在パブリックコメントを実施しているところでございます。

期間については、公表日から起算して30日以上の間を定めるということとされています。私も障がい福祉課以外の、福祉部のほかの課でも、今この計画のほう作成していることから、内部で調整の上、実施期間のほう統一をいたしまして、昨年12月21日から今年1月19日までの30日間ということで、今パブリックコメントのほう、実施をしております。

このパブリックコメントの実施については、新潟市のホームページですとか、市報にいがたのほうでご案内をさせていただきました。また報道機関のほうにも、一応情報提供させていただいております。またその他、障がい福祉関係団体には、個別に資料を送付するとともに、分科会の委員の皆様や施策審議会、それから自立支援協議会の委員の皆様にも、資料を個別に送付をさせていただいているというところでございます。

4番の実施内容ですけれども、この計画案につきましては、障がい福祉課、それから総務課、広聴相談課、各区の地域課、地域総務課、出張所、中央図書館など、計26の施設で閲覧が可能となっております。また市のホームページにも掲載をしております。郵便、FAX、電子メール、窓口持参のいずれかの方法でご意見を頂くということになっております。

実際に頂いた意見につきましては、必要に応じて計画の内容について見直しを行いますし、どのように計画に反映したのか、もしくは市としてはどのように考えているのかを明らかにするために、頂いた意見についてはそれぞれ結果を公表するという予定としております。意見が、締め切りが1月19日ということになりますけれども、その後施策審議会を踏まえて、最終的な計画案が決まるというのもありますので、2月の中旬から下旬ぐらいに、最終的な意見に対する考え方の公表をしたいというふうに考えております。パブリックコメントについての説明は以上になります。

(田中会長)

ありがとうございました。パブリックコメントについて、何かご質問ありますでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ちなみに、今の時点で、3件意見が来ている状況です。あまり個別の、ここの箇所がどうというよりは、それこそ今回の議会でお話があったような、重い知的障がい者のための入所施設の整備というのを積極的に進めてほしいとか、あとは基本的な方向感はこれでもいいと思うとか、これまで頂いているものについては、そういったような全体の意見でしょうか。その辺を踏まえて、あとは今日、今回頂いた意見も踏まえて、最終的に若干直すところがあれば直しますし、このままいければこのままという形で、施策審議会に最後諮ろうと思っています。

(田中会長)

ほかにありますでしょうか。ちょっと時間がありますので、全体的なことについてでもかまいませんけれども、何かご質問、ご意見があればお願いします。

私のほうから2点だけ。1つは、障がい者計画の第2の各論、「1 地域生活の支援」ということで、(8) 災害時支援体制の整備というのがあります。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

29 ページでしょうかね。

(田中会長)

そうですね。29 ページから 30 ページにかけてなんですけれども、大規模災害が起きたときに、それを想定して、市のほうで、例えば救護所だとか避難所だとか、今それをどこにつくるかというのを検討してると思うんですけれども、救護所については、地域医療推進課が中心になってやってると思うんですけど、この福祉避難所というのは、普通の避難所とどういうふうな違いがあるんでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

いわゆる福祉避難所というのは、高齢の方とか、妊娠されている方とか、障がい者とか、普通の避難者と一緒に、大人数のところで一緒に避難生活をするのが困難な方を受けれる場所ということで、二次的避難所として、一次避難所、いわゆる皆さんが普通に避難する学校の体育館とか自治会館とか、そういう所で対応が困難だというのが見込まれたときに、二次的避難所として開く場所ということで、想定をしています。

各区に1カ所ずつ必ず開く場所が、協定を結んでいる所があって、それ以外に、もともとの福祉施設で、もし空いてれば福祉避難所として開けてもいいですよというふうな協定を結んでいる所が、60カ所ぐらいあるので、あとはそのときの避難者の状況を見ながら、結構福祉避難所のことを聞かれることがよくあるんですけど、基本的にやっぱり皆さん方避難をしたくて避難をしてるのでなくて、できれば多分ご自宅で暮らしたいという方が多



と思うんですよね。ただ怖いので、やっぱり一時的に避難をしたりとか、そもそも家が被害に遭って暮らせないので避難をしたいということになるので、何か災害が発生したときに、すぐに福祉避難所を開くのではなくて、まずはどういう方が避難所に来るかというのを、一次避難所で見定めた上で、そこでやはり避難生活が難しい人がいたときに開くということで、基本的には、私どもが管轄している明生園というのが、1カ所中央区では福祉避難所として、何かあれば開く予定にしておりますし、それ以外の7区については、高齢者の民間の施設と協定と結んでいて、福祉避難所として何かあれば開設する予定と。

(田中会長)

ありがとうございました。じゃあ、避難所の一面を充てるわけじゃなくて、まったく別のとしてということですね。わかりました。

あともう1点。あまり詳しくなくて、ちょっと質問があるんですけども、このアンケート結果、問4だとか問17とか見ますと、経済的負担の軽減というのが多いんですけども、その次として、相談支援体制、困ったときに頼れる、頼れるというか相談したい、そういった施設の充実を希望している方が多いような感じを受けるんですが、障がい者が新潟市で4万何千人かいらっしゃいますけれども、この相談所は全体で4カ所という話ですよ。果たしてこの数が妥当なのか。4万何千に対して4カ所ということになると、どうなんだろうという素朴な疑問があるんですけど、実際今のところ、そういった相談所の稼働状況はどんな感じなんですか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

やはりかなり相談の件数は多いので、基幹相談支援センター4カ所というのは、正直、箇所数よりも、そこでそもそも働いている職員数も限られているので、相当忙しいというふうに、私どもとしては認識をしています。ただ実際には、基幹相談支援センターがまず一時的にどんな相談も、相談にのりますと来るんですけど、そこから先、例えば発達障がいについてはJOINですとか、精神障がいについてはこころの健康センターですとか、就職であれば就業支援センターだとか、それぞれピンポイントの相談窓口というか、支援窓口もあるので、そことうまく連携をしながら、今何とかやりくりをしていると思うんです。やはりもう少し相談員が充実をしている、箇所数としても倍に増えて、人も倍に増えるぐらいになれば、一番いいのかなとは思いますが、なかなかお金の問題だとか、もしくは実際その基幹相談支援センターで働いている職員というのも、各法人さんから協力いただいて、数人ずつ出してもらってる状態なんですね。なので、各法人さんの人材の問題とかも含めてクリアしていかないと、なかなか簡単には増やせないかなというところですよ。

(田中会長)

結局その障がいのある方が、要するに困ったときに、まずそこに行って、そこがゲートキーパー的役割を果たしていただいて、適切なところに道筋をつけていただければ、さっきの話ではないですけども、スムーズにことが運べるようになるような気がしますけど、なかなかやっぱり人手不足ということがあるんですね。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

そうですね。逆に言うと、そうやって道筋がつく人は、言葉ちょっと悪いですけど、それほど大変じゃないというか、逆にどういうふうに支援していけばいいかというのを、区役所だとか関係機関、場合によっては医療機関も含めて、関係機関と支援の相談会議みたいなのを設けて考えていかなきゃいけない人というのが、やっぱり何人も出てくるので、その対応というのがやはり大変なのかなと思いますね。ある程度機械的にそちらで相談していただいて、話がつくような感じであればまだいいんですけど、なかなかそういかないう人がやっぱり多くなってくるので、大変なのかなとは思いますが。

(田中会長)

すみません、ありがとうございました。ちょうど時間も予定の時間になりましたので、これで議題について終わりますけれども、次は講演に移りますけど、その間 10 分間休憩ということですので、事務局のほう、じゃあお願いいたします。

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

はい、ありがとうございました。では準備のため、ここで 10 分間休憩いただきまして、15 時に再開したいと思います。それまでに席にお戻りください。なお、そちら側の、西村委員、林委員、廣川委員におかれましては、講演にあたりまして、席の移動をお願いいたします。美の委員の後ろの、こちらのほうの席を設けておりますので、奥から西村委員、林委員、廣川委員というふうに、お荷物等お持ちいただきまして、お席の移動をお願いします。

#### 4. 講演（1）障がい者のICT利活用について

（司会 障がい福祉課 上村課長補佐）

それでは、会議を再開いたします。これより、次第4の講演となります。初めに、「障がい者のICT利活用について」、新潟大学名誉教授の林豊彦講師よりご講演いただきます。林講師、よろしくお願いいたします。

（林講師）

貴重な機会をいただきまして、どうもありがとうございます。この資料、実は今年の3月アメリカの学会で発表しようかと思って、だけどしゃべれなくて、行けなくて、それを直して今日使えてよかったなという。ITサポートセンター、ご存じの方もいると思うんですけども、10年たちました。どんなことやってるかというのを、15分から20分ぐらいでお話ししたいと思います。

いつごろやったかと言いますと、2006年に、最初私と何人かで提案したんですけど、それで2007年に、当時の障がい福祉課の課長さんが予算要求してくれました。500万です。当初。それで2008年に、新潟大学の中の、人間支援科学教育研究センターというところが、それを受託したという形になっております。本当はNPOとかいろいろ考えて、いろいろつくってみたんですけど、何せ500万円じゃ部屋も借りられないので、しょうがないから、苦肉の策で大学の中につくったという。たまたま大学にこういう、センターを勝手につくっていいということが、勝手にじゃないんですが、本当はちゃんと届出をしたセンターなんですけど、そういうところが、つまり外部からお金を持っているいろいろなことをやるようなセンターをつくれというのがたまたまあったんで、これはいいなと思って私が勝手につくりまして、そこで受託したということです。10月に、半年の準備期間を持って、センターを大学の中につくりました。何せお金がありませんので1人しか雇えなくて、センター長というのは兼任で無給です。どうなったかという、最初、2009年によく3人体制。ATの専門員1名と、事務補助を入れることができました、2013年に、私が最初に目指していた4人体制ですね。私は兼任なので、実質3人なんですけど、こういう技術の専門家と、それからコメディカル、特に作業療法士の方1名、それから事務補佐員の3人体制です。常勤はAT専門員だけで、作業療法士の方と事務補助員は非常勤です。それで今年の3月で私が退職しましたので、このAT専門員にセンター長も兼任してもらってると。そして私は顧問という形で、相変わらずボランティアで支えているという状態ですね。

構成としては、私のフィロソフィなんですけど、やっぱり公的なお金もらってますから、常に外に対して開いて、意見をもらいながら運営するんだというのが私のポリシーなんです。外部の運営委員、特別支援学校の先生方とか、各障がい者団体の理事長とか、みんな入ってもらいまして、年1回会議を開いて、そのときは課長さんや課長補佐にも来てもらって、今年は、来年はこういうことします、去年はこういうことしましたという報告を毎年するような体制で、もう十数年、ずっとつながっております。

新潟大学の下の人間支援教育研究センターというところであるんですけど、新潟大学自体も、新潟市と包括連携協定を結んでいるので、私としてはその一環としてやってるというイメージで、ずっとやってきました。

それで、問題は、やっぱりお金というのは有限なんですよね。社会資源も有限なんです

よ。その中で効率的に IT サポートするためにはどうしたらいいかという、これが大問題なんです。そのためにまず状況調査が必要だろうと。その調査結果に基づいて、われわれはどういうポリシーと戦略をもって進めていかなきゃいけないかというのを考えたんです。さすが市ですので、こういうのを簡単に配っていただけるんですよ。1,500 枚準備しまして、回収率は 57%、有効回答数が 53%、大体半分ぐらいです。この結果が、恐るべき結果でして、すごかったんです。これが実際の障がい種別で、先ほど 500 何名の、圧倒的に肢体不自由が多いですよ。内部障がいとか聴覚障がいとか視覚障がいも 5.1% います。こういう人たちに何を聞いたかという、その障がいがある人が、就学とか就労で絶対に使わなきゃいけないような機械ってあるんですよ。それが無い限りは、勉強したり生活したり、就労するなんていうことがあり得ないぐらいな、基本的な機械ですね。例えばこれは、全部言うと時間かかるので、肢体不自由です。肢体不自由だと、環境制御装置といって、スイッチ 1 個あれば、テレビをつけたり、電気をつけたり、そういうのできる装置です。これはもう自分で、そうじゃなきゃ誰かに頼まなきゃいけませんから、自分でできる典型的なものです。それからオンスクリーン。キーボード、上肢が問題がある人がコンピューターを使うのに、コンピューターの中に出てくるキーボードをマウスで使うやつですね。これも必須です。音声入力はもちろん大事ですよ。ヘッドコントロール・マウスは、ポインターを頭の移動で動かす装置がありまして、マウスとかを使えない人がコンピューターを使うには、皆さん方、ポインターが使えないと、コンピューター本当に使いにくいですよ。キーだけでやらなきゃいけないので、これも必須なんです。重度の人は、ここにあるようなスイッチを使うんですよ。操作スイッチ。

これに対して、「知らない」「少し知っている」「知っているが知らない」「必要だが使ったことがない」「使用中」、この択一で答えてもらったんです。どんな結果だと思いますか。ほとんどが知らないんですよ。使用中なんていうのは誤差みたいな数字であって、ほとんどは知らないって。わかりますか。IT サポートやろうと言ってるのに、実は障がい者、誰も IT のことを知らないんですよ。悲惨でしょ。つまりセンターが開いても、誰も来ないってことですよ。わかります、知らないから。皆さん方、知らないことをやろうと思いませんよね。こんな状況なんです。これ 10 年前の話ですよ。アメリカでは、普通の学校とか当たり前のように使われているようなものが、日本ではまったく知られてもいない。

これどうしてかわかります？ 西村先生、どう思われます、この数字。環境制御装置、9 割知らないんですよ。肢体不自由の人が 300 人もいて。これは関係者が教えないからですよ。関係者って、どう考えても病院と学校ですよ。病院と学校は必ず、障がい者は通るんですよ。そういう人たちが一度もこの人たちに、環境制御装置の話をしてないということですよ。理由は簡単、誰も習ってないからですよ。学校でも、うちの教育学部でもそんな科目は 1 つもありません。恐らく医学部でも教えてない。コメディカルの中にもほとんどないです。最近はやっとあるかな。ST のこの前国家試験見たら、ちょっと出てました。ほとんど勉強してない。だから教えようがないんですよ。そんな状態です。それにもかかわらず、美の先生、皆さん就労、就労、どうしようかと言ってるんですよ。こんなことも知らないの、そんなことできるはずもない。非常に重要な社会インフラであるにもかかわらず、障がい者にかかわる人たちの知識がない。教える技能もない。それが現状だったんです。

これはやばいと。黙ってるとしゃくに触るので、どうやったかという、もう押し売りだと。もう社会的ニーズがないので、何でもいいから、知られてないから、もう病院と学校に出かけていこうというポリシーをたてまして、こんなのはっきり言って、私の職業とは何の関係もないんですけど、だけどもあまりに悔しかったんで、異常ですよ。どう考えても。雇用率を上げようなんて、その数字ばかり言ってるんですけど、実は、学校で勉強したり働くインフラ、まったく整備されていない。整備されてないどころじゃなくて、知られてさえいないという悲惨な状態です。これが日本の現状です。

これは、実は私が言ってるんじゃないで、障害者基本法にちゃんと書いてあるんです。ときどき、あれは林先生が勝手にやってるんだという人がときどきいるんですけど、それはまずくて、ちゃんと書いてある。ご存じのように、2011年に障害者基本法が改訂されて、ここで初めて障害者の権利条約にある、障がいというのは個人の問題じゃなくて社会の問題なんだというのが、ここに、第2条の第1項で拡充をされて、社会的障壁という言葉も、第2項に新設されたんですよ。社会における物事、制度、慣行、あらゆるものが整備されていないというのは社会的障壁なんだと。それで、差別してはならないと。わかりますよね。合理的配慮をしなきゃいけないと決まったわけですよ。

その中に第3条の3項、これ新設なんですけど、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られなければならない」とちゃんと書いてある、新設されているんですね。コミュニケーションエイドがなくて、どうやって重度障がいの方とか知的障がいの方がコミュニケーションとるんですか。必ず拡充をしなきゃいけないと、法律に書いてある。

もっとすごい。22条です。「国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他の情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。」と書いてある。わかりますか。ITサポートセンターというのは、本来県なり市が絶対しなきゃいけないものなんです。これやらないということは、障害者基本法の第22条に反するという事なんです。びっくりしましたよ。私も専門家じゃなかったですが、一生懸命勉強しまして、これはひどいと。法律に書いてあるだけで、現状はまったく違うと。

私、黙ってられないので、私、営業うまいんですよ。営業うまいんで、見てください。この右肩上がりの。最初は半年なんか83件しかないんで、2015年には1,000件超えたんですよ。AT専門員1人ですよ。1年で365日しかないんですよ。どのぐらい働いたかですよ。これ明らかに過超労働ですよ。ときどき増えるのは、私は講演したりなんかやっていると増えるんです。ガーっとこう増えるんです。頑張ったでしょ。ところが、多すぎるからこれは駄目だと。こんなことしてたら、もう対応が不能である。だってこれですら、実際に必要としている人のごく一部にしかすぎないんですよ。だから1人しかいないんですよ。新潟市は80万人も人口いるんで、障がい者何万人もいるんですよ。絶対不可能ですよ。

で、今まではこうやってたんですよ。個々の利用者を個別に支援しようという、普通の

支援体制だったけど、これだともう1人じゃとてもできない。だから支援モデルを変えてしまおうと、変えたんですね。どうやるかという、われわれも、利用者も支援するんだけど、学校とか病院の支援を増やそうと。そうすれば、その先生方やコメディカルの人たちが、その下にいる利用者を間接的に増やすことができるだろうというふうに、1,000人やばいと思ひまして、変えたんですね。で、やったんです。

そうすると、どうなるかという、件数がこう減るわけ。そうすると市から怒られるんです。これ金減らしてもいいんじゃないかと。そうじゃないだろうと。実際これ何が減ってるかが問題なんで、全体にしちゃうとそうで、これの中には実はいろんなのが入ってるんですね。

来訪とか来てくれるの、それから電子メールとか、電話とかファックスとか手紙とか、われわれ以外で見ると、単にメールと来訪が減ってるだけなんです。10年もたつと、大体知れ渡るので、関係機関の要所要所の人みんなうち知ってるんですよ。だからもうメールなんかしないで、直接の依頼が来るわけですよ。だからそういうのが、間接的なのが減って、直接的のが増えて、実際見てみると、個別支援は減ってないんです。増えてるんですね。最初の年だけちょっと減りましたが、250人ぐらい、人数は増えてるんですね。それよりもやっぱり私のもくろみが当たりまして、講演とか研修が、これはほとんどが学校と病院です。この2つがもうほとんどです。それが、年間なんと60件あるんです。皆さん、1年間って何週あるか知ってますか。52週しかないんですよ。つまりうちの支援員は、毎週必ずどこかで研修や講演をやっているということ。過重労働ですよ。さらに600人の支援をやっているという、こんな状態。ものすごい社会ニーズがあるんですね。

さらに、今学校のIT化というのがまた起こりまして、学校というのはそんな専門家いないんですよ。県にもいないんですね。ゼロではないんですけどね。教育委員会に若干はいるんですけど。特に障がい児関係のこういうことを知ってるのは、新潟県でうちしかいないんです。山口という最初に出た、あの彼が一番よく知ってる。障がいのことも、機械のことも、支援のことも、10年間何千人見てますから。あらゆるノウハウがうちに集約してるんですね。日本でもこんな所はないと思います。

私のポリシーがありまして、ITサポートなんていうのは道具なんですよ。道具だけあってもしょうがない。それをちゃんと利用者が、生活や就労や就学に活かして、初めて成り立つ。そのためには、もう圧倒的にほかの専門家と一緒にやるということですよ。もうこれに尽きるんですね。「こんなパソコンがありますからどうぞ」なんていって、使える人は絶対いないんですね。実際周りには、もう保護者も含めまして、大体医療関係者ですね。あとは学校。そういう人たちと一緒にやるというのがポリシーですね。

実際新潟市の特別支援学校とは、もう定期的にやっております、みどり病院のような、ああいう急性期の病院なんかは、もう常に要望がやってきますし、そういう状態です。もう10年かけていろんな所と連携できるようになりました。

こんな状況ですよ。例えばこれ、東新潟特別支援学校の例なんですけど、この女の子、もう10年ぐらいたちますね。知らなかったんですけど、足に一級の障がいがあるだけで、普通高校って受験できないんですよ。知ってました？ 美の先生。足に、つまり車椅子に乗っているという理由だけで、高校って受験できないんですよ。私立高校も受験できないんです。行けるのは、この東新潟特別支援学校の知的に問題がない子のクラスしか入れ

ないんです。絶対に新潟大学受験できないんですよ。そのカリキュラムでは。今は少しはよくなってるんですかね。どうなんだろう。改正法ができてよくなってるんですかね。私はそんなひどい国だとは夢にも思わなかったんで、びっくりしまして、これは何とかこの子を大学に入れてあげるぞとって、強力に支援したんですね。学校の先生方ってみんな立派なんですよ。この奥にいるのがコーディネーターの先生で、教科担任がいて、それから情報担当の人、みんな集まってもらって、この子の学習環境をみんなで相談して整えたんですね。例えば iPad を使うから、各担当の先生に、この子はこういうのを使ってやりませう。教科書を iPad に入れたんです。どうやってやるか、先生、ご存じですか。背表紙を切って、読んでいくんです。自動読み取り機で。だからうちは4月から6月、めっちゃ忙しいんですよ。だって高校の教科書って何冊あるかご存じですか。ものすごい数ある。だから先生と相談して、どこまで入れてどこまで入れないかみたいな。そうしないと莫大な量で、とてもとてもうちらだけではできない。日本って意外とひどいんですよ。

この子は、私が講演したとき、ある小学校の先生が、もう講演終わってすぐ飛んできたんです。うちに、時計をやり始めたから急にできなくなった子がいるから、すぐ来てくれと。また大学の近くの学校だったから飛んでいったんですね。どうも、視覚認知に問題があると。それから上肢の運動にも問題があったんですよ。これちょうど iPad というのが、まだカメラがついてないのが出始めたころ。だけど学校ってなぜか知らないけど手で書かせるのにこだわる人がいまして、手が動かなかったら違うもの使えよと言いたくなるんですけど、リハビリ病院じゃないんですから。これはペンでこう書けば、力なんていらんんですよ。で、やったんですね。これはもう iPad だと言って。学校ってまた金がなくて買ってくれないんですよ。当時高かったの。じゃあうちが買って貸せるからとって、例えばこういう、一番問題だったのがこういうドリルなんです。手が書けないから、ドリルっていうのは、繰り返し練習するのがドリルなんですよ。書けないから、やる前に疲れちゃう。だったら iPad 入れちゃえばって言って、支援員に頼んで、これみんな PDF にして、レイヤーソフトを入れてやれば、これを先生に出すようにしろと。そうしたら先生こうやって花丸つけて、ボタンポッと押せばみんなパッと消えてしまいますから。お母さん喜びましてね、すぐにもう iPad を欲しいと。ちょっと待って、あともうちょっとするとカメラ付のが出るから、しばらくうちのを使ったらいいよと言ったのが忘れられないですね。これすぐできるじゃないですか。そしたら、これやってたら国語の先生が来て、じゃあ漢字のドリルもこれでやりたいとって話が出て、楽しかったですよ。

これはうちの大学の近くにいる、ウェルドニツヒ・ホフマンという重度の肢体不自由です。呼吸もろくにできません。非常に少なく、もちろん原因も治療法もありません。知的には、確か遅れが少ないと言われてますよね。知的には。だからこの子をどうしようかって。これは訪問看護の人からうちに依頼がありまして、ALS の患者と同じように、何か ICT でコミュニケーションとったり、学習できるんじゃないかというので、これのときも訪問 PT とか ST とか OT とかが総がかりになりまして、親御さんがすごく熱心な方で、頑張ってくれました。ここにある装置がコミュニケーションエイドなんですけど、スイッチをいろいろつくって、ニューマチックセンサーというのをつけて、レッツチャットという意思伝達装置を使って、コミュニケーションとって、あとこういう視線入力なんかも、これ視線入力じゃないな、スイッチでやってるんですけど、視線入力装置なんかも

持ってきてもらいまして、いろいろやったのを覚えてますね。これは現在でもずっと支援が続いています。まだ5歳の未就学児でしたね。

これは筋疾患のある中学生でした。このときも、意思伝達装置と、あと文字の学習みたいなのがあれで、これも病院に入院しっぱなしだったので、院内学級の担任の先生方とか、それから OT の方と協働しながら、こういう環境を整えると。だけど今は、われわれが助けないと、こういうことはもう病院だけではできないんですよ。だからなくしてもらおうと本当に困るんですけど。学習教材も。それから先生方はアプリケーション全部知ってるわけじゃないですから、先生方と相談しながら、例えば先生がこういうことを勉強させたいというときには、じゃあわれわれ、こういうアプリ使ったらどうですかみたいな、本当に一緒にやりながら、教育環境を整えていく。これ先生だけでもできないし、われわれはできないんですよ。われわれはそういう情報提供しながら、一緒に考えることはできる。けど、われわれ先生じゃないんですよ。だから絶対コラボレーションが重要です。

さらに、いろいろ考えたんです。学校行くとね、金がないと言われるんですよ。うちらはいっぱい機器買い込んで、それも非常にわずかな予算の中、不便しながらいっぱい買い込みまして、貸し出したんですけど、時間かかるじゃないですか。先生方ってやっぱり今使いたいなみたいのがあるんですね。業を煮やしまして、それだったら最初から全部貸しちゃえというので、箱の中にいろんな機械を入れまして、定期的に連絡をやってる、これは東新潟特別支援学校にもう置かせてもらったんですね。もう手続きいらないと。いつ使っただけ記録、それだけは書いてくれないかと。壊してもいいから、壊したらうちが直すからといって、こうやって機械を全部。特に学校、特別支援だと、肢体不自由ですから、肢体不自由の子が特に使うような支援機器を、代表的なものをみんな用意しました。さらに説明書までつけて、価格表までつけて、こんな至れり尽くせりの IT サポートセンターがあるんだろうかというぐらいにやったんですね。そうしたら当然使ってくれるわけですよ。よかったら、より詳しく使うためにまた相談してやるみたいな体制ができると。このぐらいやらないと、使ってもらえないんですね。

さらにうちの眼科の病院が優れものでして、ロービジョン外来、今はビジョンサポート外来に変わったんですけど、新潟医歯学総合病院の眼科に、ロービジョン外来というのがずっとあるんですね。その中で月いっぺん、うちの日がありまして、先生方が意図的に呼んでくれるんですよ。なぜかという、最初は眼科の先生が、IT サポートセンターに行きなさいと言ってたんですけど、行く人がいないんですよ。先生が業を煮やしまして、それだったら悪いけどうちに来てくれないかと。もう外来で呼ぶから、診療終わったらそこに、外来にこういうコーナーを設けてですね、そこで一緒にやりましょうという形で、いいでしょ。そうすれば患者さんはワンストップで、眼科を受診すると同時に、われわれの IT サポートもできると。佐渡から来る人もいますよね。こんなこともやってます。いかにコラボレーションが重要であるかという。そうしたら利用者さんにとっても非常にメリットが高い。医学的なケアと、それから生活サポートみたいな。本当に医療と福祉の境目なんです。だから何でもそうですけど、日本の場合はこの境目の部分がどうしてもおろそかになるので、共同でやるというのが極めていい方法論ですよ。

さらに、うちの大学の学生さんなんかにも助けてもらって、視覚障がい者のためのパソコン講習を、各2時間8回コースで年2回、もうこれは20年近く続けて、去年これで文部大



臣賞取りまして、表彰を頂きまして、もう 20 年ですね。視覚障害者福祉協会の前の理事長さんと私で考えて始めまして、学生さんがもうマンツーマン対応で教えるということ。最近パソコンと言わなくて、iPad とか携帯端末なんかも増えましたね。やっぱりここを受けて大学へ行った子どもさんたちも何人もいますし。そんなことをやっています。

われわれはだから利用者さんを支えるだけではなくて、学校や病院を積極的に、ほとんど押し売りに近いぐらいのことをやって、実は利用者を増やしていったと。ただわかりますように、予算が今 1,000 万弱です。だから専門員を 1 人しか雇えないんですよ。去年はちょっと障がい福祉課が頑張っていて、給料上げてやったんですけど、今年は金がなくて、しょうがないから減給しました。しょうがない。だって実際に出張したり、機器を買うお金が必要なので、もう減給せざるを得なかったですね。だって 10 年も働いたんですよ。やっぱり給料ぐらい上げてあげたいなと思ったんですけど、上げることがいまだできない状態です。これだけの手厚い支援をしているのに、実は給料上げられないんですよ。もう予算で来ますから、その中で何かやってくれって言われちゃうと、どうしようもないんですよ。日本の福祉の大きな問題だなという。

だから、専門家が育たないんですよ。これだけ専門性の高い、熟練を要するような仕事にもかかわらず、新潟県に専門家は彼しかいないんです。1 人しかいない。こういう人たちが、やっぱり福祉や医療と協力してやるというのが、どう考えてもコスト的に安くあがりますし、それから実も上がるのは間違いないと思うんです。もう実証してきたわけですよ。だからこういうやり方をいろんな所でやったらどうかなという。縦割りは絶対駄目です。別に障がい者は何課でやっても関係ないんですよ。自分がどう生きられるかとか、生活してるかということが重要なんで。

それから、今日は議員の先生もいるからお願いなんですけれども、どうしても福祉というのは個別の細かいことになりがちなんですけど、やっぱりグランドデザインが大事なんですよ。この子が生まれて、それが亡くなるまで、どういう支援が、シームレスにやっていくかが大事なんです。われわれ IT サポートというのは、恐らく全体に薄くかかわるんですよ。さっきみたいに、障がい者の何か建物を建てるというのはわかりやすいんですけど、それはごく一部にしかすぎないんですよ。そうじゃなくて、学校行って勉強して、就労の問題もそうですよね。普通企業が、能力ない人雇いますか。違うでしょ。やっぱり学校教育がきちんとできることが重要なんですよ。そこを手を抜いて、障がい者雇用増やそうなんてもってのほかですよ。だって企業、ボランティアで企業やってるんじゃないんですよ。利益上げなきゃいけない。だから特定子会社みたいに逃げちゃうわけですよ。支援がないから。子どもにそういう能力がないんですよ。だって足が動かないというだけで特別支援学校に行くんですよ。もしかしたらその子は東大に入れる能力あるかもしれないけど、新潟では、そういうときしょうがないから東京に行くしかないんですよ。お金持ちしかできませんよね、そんなこと。だからそういう、一生の、トータルのグランドデザインをどうするかというのをぜひ考えてほしいな。役所はやっぱり政策を実行しなきゃいけないのがありますから、要望されたものを細かく実行していくというのが役人の仕事なんです。やっぱり議員の仕事って選ばれてますから、シームレスで、保護者も含めて、障がい者をどうやって支援するかということをぜひ考えてほしいな。

私がこの 10 年やってきたことでつくづく感じるの、日本は縦割りひどすぎる。もっと

それを、垣根を越えて協力、さっきもそういう話が出ましたよね。そうすればお金なんか増やさないで、効率なんかいくらでも上げられる可能性、私たち十分にあるんじゃないかというふうに思います。すみません、長くなって。もうこれでやめます。

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

ありがとうございました。ただいまの講演について、ご質問等ございますでしょうか。

(田中会長)

林先生、一番最初のところで、機械のことをほとんどの方が知らなかったっておっしゃいましたけど、先生はどこで知ったんですか、それを。

(林講師)

私はだから、福祉人間工学科という学科つくっちゃったんですよ。それで、それまでは医療工学をずっとやってたんですけど、バイオメカニクスとかやってたんですけど、これからは福祉だと。高齢社会だから、これは福祉がキーワードになって、そこにお金が出るというので、私の恩師が、「お前は医療から福祉に拡張せい」とご命令がくだりまして、それから勉強したんです、自分で。それで福祉工学って面白いなと思って、医療だけ見ているとわからないことがいっぱいあって、私としてはすごい楽しかったんです、20年間。

(田中会長)

じゃあその機械というのは、全国共通というわけじゃなくて、新潟独特のもの。

(林講師)

違います。こんなのどこでも売ってますよ。どこでも売ってます。世界中どこでもあります。そんな特殊なものではありません。ごく一般製品です。

(美の委員)

何個かよろしいでしょうか。ありがとうございます。大変貴重なご意見を頂きましたし、私自身もこの審議会の委員として考えられることは、逆に、議員としてももちろん考えることもそうなんですが、そういうことを考えるためにこういう審議会を市は整えてると思えますので、まずは今日の話、執行部のほうしっかり聞いてくださってたと思うので、あとで分科会の委員長がどういうお話をされるか楽しみにしておきますが、やはりわれわれ聞いている委員自身が、このことに対してどう考えてるかということについて、しっかりと是非委員長にはとりまとめをひとつしていただけるとありがたいというのが、まず最初のお話です。

その上で、個別のお話のほうに入っていきますと、最初にありました、日本における認知度が低いということの体制、アメリカのほうで常識的だというようなニュアンスのお話だったんですが。

(林講師)

ご存じのように、アメリカでは、20世紀後半に公民権法から始まりまして、最後に1990年に、障害を持つアメリカ人法というので、障がい者の人権というのが完全に確立されるわけですね。教育面でもさまざまな施策が施されて、そういう専門家の養成から、病院に行けば必ず、アメリカのリハビリ病院に行きましたらOTがやりましたね。だからそういうのがもう義務付けられているんですね。日本では、それが法律的に義務付けられていないので、さらに、従来の教育体制の中にすっぽり抜け落ちてたので。抜けてるんですよ。国はばかじゃないので、この障害者基本法をつくるときに、各県に補助金を出したんですよ。新潟県はそれを受け取らなかった数少ない県ですよ。周りの県はすべて受け取ります。ITサポートセンターつくりました。そこで、これは困ったというので、私はそのとき、たまたま新潟市が政令指定都市になったんで、引き受けてくれたというのが実情です。

(美の委員)

おっしゃるとおり、2007年の課長さんは偉かったなと。法律ができる4年前に行動を起こしたというのと、今お話しいただいた障がい福祉関係というのは、市も頑張ってるんですが、国の影響というのが非常に。

(林講師)

非常に大きいです。

(美の委員)

予算面からしても大きいです。一度、厚生労働省の方が岡山市に、部長待遇で来られて、そのときにこれを聞いたとき、まさに先生がやられてたのが、ちょっと障がいではなくて介護のほうだったんですが、結局そういった、こういう機器を介護保険対象にしたいんだということで、岡山の企業さんと組んで、いろいろ、把持力がない方に、エアポンプで押すと勝手につかめるようにする、そうすれば自分で食事もできるし、ものも書ける。だから人が最後まで自分でいれるために、機械を使うことを開発すれば、これは世界に売れるんだというくらい、すごいやっぱり国の担当者って、とんでもないレベルでものを考えてるなど。

市のほうは、すみません、縦割りは私も今も悩まされていて、何より悩んでいるのは職員の皆さんで、全体ほんとは何とかよくしたいけど、縦割りの中で動けない。その中では逆に、先生のような存在がすごい大事で、行政としては申し訳ありません、障がいに関しては障がいの方。

(林講師)

それはもうしょうがないですね。

(美の委員)

となってますけど、そこから支援を受けた方が、個人の権限の中に、昨日も新潟大学の学部長さんと、松くい虫話で騒いでいるんですけど、やはり学識のある方が、実際にブレ

インの1人として動いていただくと、やはり新潟大学というお名前は、新潟においては絶対的な影響力がありますので、そういう意味では大学としっかり連携できたというのは、先生がお力をご尽力いただいたし、今後の若い方、今山口さんという方がご紹介ありましたけど、この方がやはり先生と同じぐらいの勢いで動ける環境……。

(林講師)

だけど彼は特任なんで、ここの金がないと、大学の職員じゃないんですよ。職員なんですけど、市の金で雇われてるから、3月31日でクビになるんですよ、一回。だからそういう、私としては、やっぱり名前つけてやらないと、外に出たときの、箔と言っちゃ怒られるかもしれないですけど、中立性というか、そういうものが保てないので、特任講師という形にしてるんですけど、雇用は極めて不安定で。彼は非常に優秀なんで、引き抜かれる可能性だってないことはないんですよ。その段階でもう崩壊しますよね。

(美の委員)

先生がいる間は大丈夫だと思ってるんですが。

(林講師)

次のことやらなきゃいけない。私は職員でも何でもありませんから、私は何もできません。

(美の委員)

やっぱり人を育てるとというのが一番大切ですから。

(林講師)

大切です。

(美の委員)

そここのところに集まったデータが、実は山口さんという1人の方に頼ってるのは、逆に私のなかではリスク要素になるんですよ。今おっしゃったとおり、抜けたら消えるものにしたら、行政が税金が投入し続けているので、できるだけ何らかの形で。

(林講師)

それで講習会をいっぱいやってるのはそうなんです。彼に止めないように。それから今は作業療法士会と言語聴覚士会と一緒に、年2回講習会も開いています。もうトータルで、かなりふえてますから、新潟市の主要病院の関係者は、すべてわれわれの講習受けてるはずですよ。まったく知らない人は、病院で1人もいないはずですよ。10年ってやっぱりそういう年月です。そういう意味でのリスク回避を。だから講習を増やしたというのは、彼の持っているノウハウをなるべく広めて、プライマリーなことは現場でできるようにしていくというのが私のポリシーなんです。困ったらうちが出ていくみたいな。そうしないととても対応はできない。

(美の委員)

逆に、今協力してくださってる方々が、組織的な形に、今この絵を描いていただいている、まさに NITSC というものをここで止めないで、その下まで入れた組織、また場合によっては利用者まで入れた組織になると、行政的な見方からしてみると、支援のやり方が、ステージが上がるんですね。今は申し訳ないですけど、この一番上のとこだけのお金をどうしようかって議論をしても、多分課は頑張ってるって信じてるんですけど、市全体の予算の中でやり取りをしても限界があるんですね。その中に、今言ったこの病院とかが、確かに予算はないんですけど、この方々が組織の中に入って、1つの固まりとして、われわれ議会、議員に預けていただけるということであれば、これは先ほど言った生活陳情のたぐいに近いんですけど、要望という言い方をするんですが、受け取りやすい形になると思います。

(林講師)

いつも言ってるんですけど、だから IT 機器というのは、いろんな所で使われるんですよ。特に大事なものは、やっぱり学校、職場、家庭、教育ですよ。だからそういう人たちと、就労支援というのは別にやってるんですけど、そういうものをもう大きな組織にして、ちゃんとした職員を雇って効率的にやるとか、私はずっと IT サポートやる気はないんですよ。それが、その機能をどうするかが大きな問題で、私が前から障がい福祉課に言うのは、就労支援の何とかのじゃなくて、もう一緒にしてしまっただけの方がいいんじゃないか。発達障がい支援センターみたいな、ばらばらでやるんじゃなくて、もっとまとめて、トータル的なサポートがあるんじゃないかということは、ずっと提案してるんですけどね。

(美の委員)

これ、逆に執行部のほうにお伺いしたいのが、障がいの種類もいろいろあることも存じてますし、答が1つでもないのもわかるんですが、これだけの大きな組織って、多分ほかにはないような気がするんですよ。その辺の評価というのは、市はどういうふうに、課はよく見てるんですけど、いわゆるお金を握ってるところはどんなふうに思ってるのかなというのは、いかがでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

率直に言わせてもらえば、私らは必要だと思って、毎年財務の部署とたたかわせていただいているんですけど、財務の部署からすると、だいぶ優先順位は低いなというふうには感じてます。

(林講師)

もしかしたら IT という言葉悪いのかなといつも思うんですよ。付加価値的な、違うのかな。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

どうなんですかね。最終的に、先ほど、最初にお話があったような、基幹相談支援センターとか、就職の相談するこあサポートとか、そういう所に比べると、どうしても対象とする単位も小さくなるし、やっぱり優先順位をつけていくと、同じような支援とか相談センターの中でも多分下のほうにいったらというの、うちの財務の中でのどうしても考え方なのかなというのと、先ほど言った、県がなぜやらないんだという辺り、そこが、本来県がやればいいのに、何で県がやらずに市がやってるんだというのは思っていて、そこはちょっとあるんだと思います。

(林講師)

実際何年前に言ったんですよ、県に。相手にしてくれませんでした。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ただ、そうはいつでも、これも去年からかな、国の補助金が今まで入らなかったのが、入るようになったって。

(林講師)

本当ですか。うちの補助金ね。そうそうそう。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

去年からでしたっけ。

(林講師)

去年からです。ちょっと楽になった。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

昔から比べれば、市の単独財源で全部やってたのが、半分国から入るようになったという面では、私らとしては国もそういう流れなんでしょ。だからぜひこれは必要なんですよというのは言ってるんですけど、やっぱりさっき言った優先順位とか、必要性とか、市全体の財源の中で考えると、少しでも何とかできないかなというのが、多分財務のほうの考えなのかなというのが。

(林講師)

時間押してるからもうやめましょう。

(美の委員)

最後に確認したいんですが、この機材を例えば障がい者の方が購入されると。今貸与というやり方してますが、購入されるときに、社会的な支援制度、特に国の側から、最後は市がやるとしても、国の側から高い補助率で得られる方法ってあるんですか。

(林講師)

それ答えていいですか。それはいろんな機械が、補助が出ます。出ないときは、最初の特例補装具みたいな形で、お医者さんに一筆書いてもらって、例えばこういう、ALS の視線入力装置みたいなのは、普通の受給では入ってないので、特例扱いで受給してもらうような。今は安くなりました。昔は何百万もしたんですよね。そういう形で、だからそういう相談にものります。

(美の委員)

すみません、行政を相手にしてるっていうのも考えてるものの1つが、地域経済に対して影響を与えることってすごい大事なんですね。市の財政編成の中で。ですから新潟市内でこれを販売されてる業者さんたちが、一般的にあるということであれば、この研究チームの中にそこにも入っていただいて。

(林講師)

もちろん、私ら業者にも貸してるんですよ。

(美の委員)

それをしっかりと、障がい者の方が買うときに、国の支援制度でこういう形で入ってくる。それが結局は市内業者におりていくということが、それは市民の収入を増やすことにもなるということで、なのでその辺の、障がいだけを助けてくれって言われますと、やはり行政の中においていろんな仕事の中で。

(林講師)

美の先生、一言言っていていいですか。先生はよくご存じですけど、福祉機器なんていうのはほとんど赤字部門なんです。1,000 円のスイッチとか、どう考えても黒字にならないでしょ。だから福祉部門なんていうのはほとんど赤字部門。それで私は、もちろんいろんな会社でよく知ってまして、お前たちはもう売るだけにしてほしいと。それ以外のこと全部うちがやるからと言って、これをつくったという経緯があるんですよ。企業は、だって企業利益上がらなかつたら、うちはもう福祉辞めると、明日言われるかもしれない。そうすると、もうみんなが大困りなんですよ。だから私は、うちらがそれやってあげるから、お願いだからそれから撤退しないでほしいと、10年前に言ったのが忘れられないです。あなた方を私は助けます、利益が上がるようにしますから。

(美の委員)

実際は今、利益は出るような体制。

(林講師)

もちろんそこだけで利益が出ることはないと思うんですけど、少なくとも撤退してくれてないので。

(美の委員)

できれば今そういった部分が、見えないんだと思うんですね。困ってる人を助けましたっていうものは、よく見えました。ただ今言った経済面のところで、福祉をやることって、逆に最初に申し上げた、国のほうもしっかりとそれに保障つけるよ、だからお金回るよっていうものが、もし先生の中で今後1つの課題というかテーマの中で続けたいという意識を持ってるのであれば。

(林講師)

それは、あるところで、眼科の先生の話これやったら、その機器のメーカーの人がびっくりしまして、私たちは、こういう機器というのはみんな知られてるものだとばかり思って、先生の話聞いたら全然知られてないから、もう少し営業活動しなきゃいけないと言われたこともありました。つまり業者の方も知らないんですよ。だから業者は基本的には、もうからないことはしないんですよ。それは当たり前、ボランティアじゃないんだから。だからそれをもうかるような仕組みがいます。だからわれわれはそこ、だから業者にも機器貸し出すんですよ。で、買うのはそこでやってもらう。そういうこともやっています。

(美の委員)

それを少し何かこう、今のご報告の中ではまだ見えなかった。今聞き出しの中でいただけたので、もしこの行政側に、申し訳ない、庁内の中では、縦割りの中で先生のそういったノウハウも、ぜひいっぱい頂けると、それがまた交渉の道具になるものですから、この機会に。私ばかりしゃべってしまってすみません。

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

そろそろお時間も。

(林講師)

そうですね。だいぶ過ぎましたので、また。

(美の委員)

最後に、最初にお願いした、委員長、すみません、分科会として、せっかく講演をいただいていること、あったことについて、少し何らかの形で残していただきたいと思ってるんですよ。「聞きました、はい、終わり」では、せっかくこれだけのメンバーで聞いていただいていますので、少しご配慮をいただければと思います。

(田中会長)

それはどういうふうになればいいんだろう。ご配慮も何もね、市の障がい福祉課が聞いて、始めたと思うんだけど、本来こういったことは、例えば聾学校とか盲学校とか、教育の一環としてやるわけですよね。だったら民間の施設がやるわけじゃなくて、公の機関として、本来こういったのをやれば一番いいような気がしますけどね。



(事務局：長浜障がい福祉課長)

今回、もう1つのお話も聞いた上で、こういったところについて市として積極的に取り組んでほしいというような意見を、この分科会をまとめられるのであれば、網羅的に全部うまく書くかというのがあると思いますけど、こういった分野について、市のほうは今後積極的に取り組んでいただきたいというような意見を、分科会として頂くとか。私らのほうに頂くとかという形かなと思いますけどね。私らも、勉強してるというか、私らも必要だと思ってるので勉強もしてますし、やってるんですけど、そういうような、うちらとしても後押しみたいなものがもし頂けるのであれば、1枚ものか2枚、そんなすごい何十枚もするような提案書みたいにはならないと思いますけど、分科会としてこういったことについて、引き続き市としても、積極的に取り組んでいくことを要望するなり何なんなりみたいなのを、ちょっと1枚つくるだとか頂くだとか、というような形になるのかなとは思いますが。

(林講師)

ぜひ委員の先生方に、一言でもいいですから、何かサポートするようなご意見を頂けると、私としては非常にうれしいんですけど。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

#### 4. 講演(2) 障がい者施設からの一般就労について

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは続きまして、障がい者施設からの一般就労について、株式会社NSG ソシャルサポート代表取締役の樋口督水講師よりご講演いただきます。樋口講師、よろしくお願いいたします。

(樋口講師)

いつもお世話になっております。株式会社NSG ソシャルサポート、樋口と申します。自己紹介のページはないんですが、昨年度、度で言うと2019年の9月まで、新潟市の障がい者就業支援センターこあサポートで、6年程度管理者としてやらせていただきまして、それこそ本当に林先生には大変お世話になりました。その中で、今特例子会社ということで、障がいある方を中心とした会社を立ち上げるきっかけをいただきまして、立ち上げました。なので、どちらかというと、こあサポートで得たときの経験や、そこからまたこれから、この新潟という所で、こういう地域づくりしたいなというところの、ご提案に近いようなところも最後あるかと思うんですが、林先生のあとでとってまどきどきしながら、うまくしゃべれるかあれなんですけど、お願いいたします。

ちょっと先に、林先生のおっしゃっていたコラボとか境目、グレーというのは、特に障がい者就労でも本当に今問題になっております。先生のパソコン教室で、視覚障がいの方、受けられた方が、実は私就労サポート入らせてもらって、今自分が就きたい職に就いてます。そこでパソコンの技術がなければ、正直生活介護というところで、趣味の中でしか生きられなかったかもしれない方が、そこで力強く生きられるというのも、やはり技術を身につけてというところは、本当に今のお話聞いて、なおさらと思いました。そこで、私もこれから話していく中で、やっぱりICT技術をいかに障がいある方が身に付けることによ

って、働く、教育で得たものを会社でも活かしていくということの、途切れのない支援が必要なんだよなというところでも、福祉がもうちょっと ICT をよく知って、サポートして、それを企業に伝えてつなげていくということも重要だと、本当に今またあらためて思いましたので、それもちよっとずつ交えながらお話しさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

では、座ってお話しさせていただきます。障がい者雇用というと、皆さんご存じのところかと思うので、ここは短縮でお伝えさせていただこうと思います。もう全部出してしまいうんですが。実際、コロナというところもあって、こちら、2018年3月に卒業という、少し古い情報になっております。コロナ禍で、だいぶここら辺が変わってきました。なので、少し古い情報となっております。また上からちよっとご説明させていただきますと、障がい者雇用と聞くと、障がいある方が雇用される、そのままなんですけど、ちよっと誤解があるところが、障がい者の方は、別にハローワークに出てる一般枠でも全然応募できます。ただ障がいある方が、障がい者雇用と聞くと、障がい者枠だけにしか応募できない。サポートは得られるけど給料が上がらなかつたり、待遇が悪いんじゃないかというところの誤解があります。ただ、先ほど林先生のお話にもありましたが、技術を身につけることで、別にもちろん堂々と一般の枠でも障がい者枠でも、どちらでも雇用の道はあるんだというところで、あとプラスアルファ言うと、私の立場から言うと、逆に障がい者雇用枠って一般の方が応募できないので、逆にプラスアルファの自分のメリットを生かせるんじゃないかなというのも併せて、ちよっと基本的なところであげさせていただきました。

コロナ禍の前は、障がい者雇用というのはだいぶよかったです。今年はちよっとなかなか、数字がまだちゃんと出てないんですが、あまり伸び率がよくありません。ただ、もう今年の3月に、障がい者雇用率ということで、企業や行政も含めて、ある一定の障がいある方を雇用する義務があります。その雇用率が上がります。そうなりますと、企業もそのことを守るために、また障がいある方の雇用は伸びるとは思いますが、ただ私自身も、数字だけにとられるのはどうかと。やっぱり中身が伴ってないと、「はい、雇用しました。続きませんでした。新しい方を雇用します」では、本当に障がいある方の雇用続かない、地域に根ざしていかないと思っておりますが、今現状の仕事ということで書かせていただいております。こんな形になっております。

あとちよっと下のほう小さいんですが、障がい者の就職後の在職状況（定着率）ということで、就職後3カ月時点で定着率、2～3割が離職しています。一般の若者と比べるとどうかというのはまたあれなんですけど、身体の方は77%の方、知的障がいの方85%の方は定着していますが、精神障がいの方にいたっては、2～3カ月たったところで、3割の方が辞めているとデータがあります。入って3カ月、ものを覚える前に辞めてしまう。それはやっぱり、雇用すればいいというところの数字が反映されてしまっていることかなとは、個人的には思っております。

その中、私の入ってるみたいな特定子会社はというところで、少し説明させていただきます。通常会社は、雇用率に関係なく、障がいある方がその企業に配置され、雇用されます。大手では違うんですけども、小さな所、100人程度であれば、1人、2人雇用できればいいかなというところ。よって、企業によって配慮やサポートに差があります。特例子会社というのは、雇用率うんぬん何とかいいながら、やっぱり雇用率というところに縛

られておりまして、ちょっと堅い言葉で言いますと、障がい者の雇用機会を増やし、安定して働けるために配慮するための企業という定義があります。これのよしあしは、私自身も思っております。障がいがある方が集まることがいいのかどうか。ただ集まることで配慮をすることはできます。ただそれ自身がバリアフリーにつながるかというのは、ちょっと疑問ではありますが、ただこれがあることによって、働ける方も実際まだまだいるかなというところでもあります。

全国におきましては 517 社あります。その中で新潟はまだ 3 社ということで、燕市と長岡市にもともとあって、新潟市というところでは、弊社 NSG ソシアルサポートが、NSG ホールディングスというところの親会社として立ち上がりました。大手では 1 社に 300 名以上の障がい者雇用をしているところがあり、これはもう東京のほうですね。もう本当に大きな、NTT さんとか、9 万人ぐらいの社員さんがいるところで、一度に 300 人。中小の企業が 1 個できるぐらいの会社で、障がいがある方が働いております。ただ、じゃあ新潟の特例子会社というと、新潟資本では 3 社なんですけど、実は本社は他県なんですけど支店が新潟にあるパターンや、在宅就労として新潟の在住者が採用されているケースもあります。いろいろ配慮を受けて、働き続けられている方もいらっしゃいます。ただ特例子会社は、環境配慮はできますが、書いてあるとおり、働く準備ができてるか見極めて雇用するところは一般企業と変わりません。別にどこかから補助金が出るとかではなく、ただの株式会社です。雇用率を達成するというミッションはあるというのはあるんですが、障がいがある方が働きやすい環境を整える企業です。

先ほど、私自身、ちょっと自分の気持ちを言っているのかどうかあれなんですけど、特例子会社制度の是非がある中、どちらかと言うと私は否定的なタイプなんです。先ほどもお伝えしたとおり、集まることで、より障がいがある方が隔離されてしまう。いろんな企業にいるべきだなという、まだまだそれに日本が、企業が追いついてない現状。それを打破するために、逆に特例子会社という形を借りて、障がいがある方が働く姿をどんどん見せていきたいというのが、実はもくろみであります。特例子会社が新潟で 3 社目ということは、ある程度見ていただける環境にあるというところで、表立って障がいがある方が働いてるぞと言える環境において、どんどんそれをいろんな方に伝えていながら、うちの部としては、IT 事務部門で発達障がいの方が活躍している、身体障がいの方が活躍してる部門と、知的障がい・精神障がいの方が活躍している清掃部門、受託部門、あともう 1 つ福祉部とあって、障がいがある方が働くを目指す訓練部があります。そこでは在宅訓練というものを、主というか、交えながらやっております。先ほど林先生がおっしゃられた、ICT の機器を活用して、在宅でも、今まで働く希望がなかなか見いだせなかった在宅の方が働ける、外にはなかなか出れない方が働けるという訓練をしております。こうやって働き方を社会に伝えることで、特例子会社の意義はあるかなと思って、今展開しております。

今、じゃあ現在、市、国でどんな制度があるのか。ここは本当に簡単に済ませたいと思っておりますが、働く、雇用されるだけではなく、働き続けるということが必要かと思っております。その中で先ほどお伝えした、2021 年 3 月は 2.3% の雇用率が上がります。精神障がい者の短時間労働者の算定見直し、こちら、基本的には週 20 時間以上、もしくは 30 時間以上で雇用率に算定されるというような制度がございます。ただ精神障がいの方では、短時間からスタートすることで社会に復帰できる、社会で働けるという方がいらっしゃいます。そ

の中で短時間就労、週 10 時間から可能。また各種助成金。一番下の定着支援サービスという福祉サービスが始まってもう 2 年たったところです。このようにサポートは、いろいろ出てきてるかなとは思いますが。

新潟市としてどのような資源があるか。簡単に略称で書いてしまったんですが、県としては、県が指定してる新潟市にある機関として、らいふあっぷという、障がいある方と企業の間で橋渡しする相談機関があります。あと市としてこあサポート、私が前いた所なんですが、企業の相談、障がいある方の相談、働くための橋渡しだけではなくて、定着支援をやっているところです。こちら卒業後の就労サポート窓口。また 2 つ目は福祉サービスの利用。就労移行・就労継続 A・B という、そこでは、一番目は本当に相談窓口、点の支援になります。2 つ目は面として、訓練というところでの働き続けるサービスがございませう。また 3 つ目は障害者職業センター、これは独立行政法人なんですが、国が設置しているジョブコーチや評価を行う場所があります。働く上の準備制度は、福祉がだいぶ就労に力を入れておまして、ある程度多岐に渡っているかなと思っております。

それを図に表すと、ただ問題なのがいっぱいサービスがあつて、どこもてんやわんやで忙しいのはそうなんですが、どう使えばいいのかというのがあまり整理されず、当事者の方も困ってしまうというところがあります。その中で、このような流れで動いております。ちょっと見えづらいかもしれないんですが、当事者の方が働きたいと言つた場合、まず相談に来られます。その相談というのが市の窓口もあるんですが、らいふあっぷやこあサポート、先ほどの一番上にあつたところに、相談に来られる場合も多いです。そこで働くためにどうしたらいいのかということで、そのまま就職でサポートさせてもらうケースもあるんですが、その前に準備をすることで、サポート体制厚くなって就職しようというのが今の流れであります。そこでいろいろなサポートや、ご自身の準備をして、施設利用、就職といきます。

そこに支援者としては、ここですね、支援、施設利用というところの、施設がやる場合もあるし、らいふあっぷ、こあサポートがやる場合もあるんですが、企業紹介、実習支援の提供などして、就職に結びつけます。その後、前までとか、それまでもやつてたんですが、ここで切れてしまう場合も多かつたんです。就職で切れてしまう。就職からがとても大切なものになるんですが、そこでなかなか定着支援につながらない、離職につながってしまうというところを、らいふあっぷやこあサポートでサポートはしていたんですが、なかなか、こあサポートだと、私がいたときに、登録者数が 1,400 人ぐらいで、職員がそのとき 6 名ですかね、今の数字がわからないんですが、いて、らいふあっぷさんも同等な、同じぐらいの人数で、新潟市の障がいある方が働きたいというところはサポートしていたんですが、なかなかそこを続けるのが難しい中、定着支援サービスというものが始まりまして、それぞれが役割を決めながら定着、障がいある方が定着するというのが現状の流れとなっております。

ここまでが制度みたいのところ、簡単にお話しさせてもらつて、皆さんもご存じのところかもしれないんですが、説明させていただきました。

では、最近ですが、コロナも関係しますが、コロナとは関係なしに、私の視点もあるんですが、変化が見えてきた障がい者雇用というところでまとめさせてもらいました。まず企業のニーズの変化が、ここ 5 年、6 年であつたかなと思つています。まず雇用率の上昇、これ

は下がることはありません。その中で、簡単な事務補助、清掃というのが、障がいある方の雇用だと、実は主流でありました。ただ、その中で雇用の枠がつかれなくなってきた。そうしますと、先ほど林先生の話でもあったんですけど、スキルがないと就職ができない。もともと就職ってそうで、雇用率があつて枠があるから雇用するというものではなく、生産性をもって働く人材に変わっていかないと、障がいあるなしに関係なく働き続けられません。それがやっぱり障がい者雇用の枠でも見えてきています。なので、単純な作業だったら障がいある方できるだろうという考えは、そもそもそれ自体がおかしかったことなんですけれど、より多種目の就職の内容が見えてきているかなと。

あと2つ目、人材不足や働き方改革で、即戦力となる人も欲しい。一番目とリンクするんですが、そうはいつでも人材不足で、いろんなことやれる人がいいよねというのは変わらずあります。働き方改革で、残業禁止とかいろいろある中、教える担当者がいないケース、それで離職もあつたり、教える担当者が負担を負うときもあります。

3つ目、以前障がい者雇用で失敗したことがある。障がい者雇用が進めば進むほど、だいぶ前に就職、サポートがつかないで就労した方が、どうしてもうまくいなくて離職して、もうその痛手があつて、なかなかそれ以上進めることが難しい。本当は障がいある方も別に悪気があつたわけじゃない、お互いの橋渡しがうまくいかなかっただけで、お互い苦手意識をもって、企業も次の一步を進められない。障がいある方もそこで働くのは嫌いになつてる。そういうケースが前あつただけで、どうしたらいいって話も増えてきているかなと思つております。

あと、身体障がい者のみ雇用するのは難しいという認識。身体障がい者の方いるというのは、実はよく相談あります。身体障がい者の方だったら何でもできるよねという認識がそもそも違うと思うんですが、企業さん「身体障がい者の方だったらできるよね」というところの相談が、実は昔すごく多かったです。いません。もちろんいらっしゃるんですが、働いてらっしゃいます。働ける方は。ただ、そこに同じ身体の方でも、先ほどのICTを使つたり、いろいろなことをすれば、まだまだいらっしゃるかもしれない。そこには企業も頑張ってもらわなきゃいけないし、支援も頑張る、当事者も頑張っていけばというところもあるんですが、それ以上に精神・知的障がいの方で、まだまだ働ける方がいます。その方の活用方法が、まだまだ私たちの広報不足でまだ伝わってない部分もあるかなと、いまだにあります。特に大手さんでちょっと多いかなというのがあります。

2つ目の大きなポチで、じゃあ利用障がい者の変化というところで、ここも先ほどお伝えさせてもらつてる、今まで機会が失われていた、いろんなところで自分は働けないだろうと思つていた重度障がい者、家から出れなきゃ働けないよねと思つていた障がいある方や、障がいグレーと言われる、サポートが届かなかつた軽度障がい者。本当にグレーの部分です。今まで一般の高校、専門学校まで実は行けたんだけど、社会に出たら何かしら自分はあるんじゃないかという方、知的軽度の方や発達障がいの方がここに含まれます。また、制度が整備される前から悩んでいた、40代以上の軽度障がい者の方。40代以上ですと、今ですと整備がちゃんとされて、幼稚園のとき、それぐらいのときに、保健機関だったりいろんな機関で、教育の部分で救われてきた方が、なかなかそうではない世代の方がいる。また逆に、教育で手厚い支援を受けてきた若年層の方が、サポートがまだまだ薄い企業に行かなきゃいけないときに、挫折をつんでいくというのが見えてきています。あと

それと似たような問題なんですけど、さまざまな複雑な背景を持った人が増えてきております。

支援者の変化としても、福祉を専門で学んだ人よりも、一般の民間で働いた経験者も増えてきて、それはでもいいことかなと思っております。

最後、コロナ禍での世の中の変化というところでは、在宅ワークが増えてきています。在宅ワークで、それこそ障がいがある方が働く機会も、実はチャンスにはなっている一方で、在宅ワークができない障がいがある方へのサポートというところでも、企業がなかなか難しいという話も出ております。また経営が困難、もしくは忙し過ぎてサポートできない。あと見えない敵とたたかうことを共有することの難しさ。マスク着用ということで、本人や周りの安全守るというマスク着用なんですけど、それをすることがなかなかできない。感覚過敏だったり、するということのなかなか理由がわかりづらいというところの、感染予防の徹底とかも難しいところで、いろんな世の中の変化にすぐに対応できる障がいがある方ももちろんいらっしゃいますが、対応できないときにどうサポートしていくかというのが、今障がい者雇用の中でも、福祉ではできていても、就労になったときに、サポートが、まだまだ企業さんの困難さを抱えているところかなというところなんです。

これからというところ、お時間のない中簡単になんですけど、やはりさっきブランドデザインというお話もあったんですが、1社とか福祉だけ、医療だけ、学校だけでは、絶対に世の中変わらないというか、障がいがある方はいつまでも不自由な思い、どれだけ制度できてても難しいんだろうなというのが思います。やっぱりつながることとっております。福祉が、企業、地域、もっともっていろんなワードがあると思うんですが、つながること、新潟で自分らしい就労を可能に、やっぱり先ほどおっしゃった通り、他県に行っています。他県の企業が在宅就労で新潟の人を雇用するなど、雇用率が新潟上げるには、やっぱり企業も含めて地域が変わっていかないと、なかなか難しいです。その1つとして、ICTを教育から福祉、福祉の人も含めて、企業もみんなまとめて、学んでいかなきゃいけないし、それをどう利用するかというのは、すごく大事なことかなと思っております。

そこで、1番、地域商店街や商工団体と連携した、就労促進事業という、福祉だけ、企業だけが頑張るんじゃなく、もっとマスの部分で協力し合って、就労促進事業が必要かな。そこには行政の連携が確実に必要かと思えます。1つの商店だけではなくて、それがもっともって大きな枠で、1つの会社に1人が雇用すると、またすごく大変になるけれど、もうちょっとマスのところで連携できたらいいんじゃないかと思っております。

あと在学中からの福祉連携強化。これは専門部門でもいろいろ協議されていて、だいぶ変わってきてはいるんですが、グレーゾーンと言われる、専門学校や大学に行ったときの福祉連携が、なかなかまだされていないというのが現状です。先生が知らない。保護者も知らない。であれば制度も知らない。そしたら、働きに出るときに、困ったときに、行く場所が、これだけいろんな制度がある、つながらない、困り感が伝わっていかない。そうすると社会へ行ける人材が失われてしまう。すごくもったいない損失が生まれてるかなと思います。

あと3つ目、それらをつなぐための多様な働き方の推進。こちらが、弊社でもやっているんですが、やはりテレワークというもので、いろんな働けない方が働けるのも事実です。ただ就労訓練の中では、まだまだいわゆる来て訓練をする、結局教育で身につけたもの、

福祉がなかなかうまくついていけないまま、企業で求められることについていけないこともあります。そこでショートタイムという短い働き方も、在宅訓練も、いろんな働き方も、福祉分野がわかって企業にも伝えて、みんなでこういう働き方ができるよねということを、マスの形で考えていきたいなと思います。この3つ目の在宅訓練に関しては、新潟市は、本当周りの市町村に比べてすごく推進して、国から得たものかなり後押ししてくれています。ただそこに、まだ福祉が正直ついていけないかなというところなので、ぜひ林先生のところと協働して、もっと広めていきたいなと思いますので、ぜひもっと大きなところで、一社、福祉、一障がい者ではなくて、広いところで連携するような、町おこしに近い形で、障がい者推進できないかなと、勝手に思っているところです。

大きなことばかり言ってって、今までお世話になった障がい福祉課の方に怒られそうなのですが、障がい福祉課さん、本当にいろいろ、こあサポートいたときも含めて、かなりよくして、よくしてというか、思いに賛同して下さって、協力してくださってます。私たち支援者が、みんなもうちょっと精力的に頑張っていかなきゃなと思っておりますので、今後ともよろしくをお願いします。

早口で、また時間超過して申し訳ございませんでした。ご清聴ありがとうございました。

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

樋口講師、ありがとうございました。ちょっとお時間も過ぎてるんですが、ただいまの講演について、何かご質問等ございますでしょうか。

(西村委員)

ありがとうございました。ちょうど昨日、テレビ新潟の方から、障がい者の就労、知的障がいのある人の就労がなぜ離職率が高いかの取材を受けて、ちょっとテレビは初めてだったので緊張したんですけど、21日に6時半から10分ぐらいの特集が組まれて、私のコメントがどこまで使われるかわからないんですけど、そこでお話したのは、今、合理的配慮、企業さんで雇ったものの、どういうふうに配慮をすればいいかわからないとって、そこで結局は能力の高い身体障がいのある人ばかりを雇用するとか、本当にボーダーに近い軽度の知的障がいの人を雇うみたいな状況になっているかと思うんですね。先ほど、特例子会社は障がいがある人に考慮している形態なので、あまり否定的だとおっしゃられたんですけど、そのノウハウを、親企業ですね、こういうふうに工夫したらこの人たちは働けるよという、親企業で雇わなくてもいいということではないので、伝えていけば、彼らも安心して働けるかなというふうに思いました。

あと、先ほどの市のお話ですけれども、新潟市の障がい者計画にも書いてあるように、安心して働き続けるためには、働いてない、帰ったあとのスポーツとか文化活動って、すごく大事だと思うんですね。障がいのある人って、なかなか十分に、気軽に出かける場ってなくて、別に障がいのない人の生涯学習支援に行ってもいいんですけど、なかなか参加しづらいので、特に知的障がいがある人は。怒られたっていうことがあったら、家で悶々と考えて悩んで、無断欠勤したり遅刻したりして、結局クビになるというのがあったりとか、楽しみとかりフレッシュする、今なかなかコロナ禍なので難しいんですけど、そういう場があって、また働く場で安心して働けるといふ、コラボレーションなどで、ICTで

いろんなこと。先ほどのデータでは、発達障がいで、多分 2008 年なので出てこなかったと思うんですが、発達障がいのある人は ICT の活用ですごくできることが増えていて、自信をもたれたりとかすると思うので、そういうところでいろいろ学びであったり、どこか出かけるということとコラボレーションすることで、安心して働くということができのかなというふうに思いました。以上です。

(樋口講師)

ありがとうございました。おっしゃるとおりで、地域って入れたのが、結局企業、福祉だけではなくて、その地域で、フォーマルじゃないところでどれだけ皆さんが過ごせるかというところで、また経済活動にもつながっていく中、なかなかフォーマルじゃなくてインフォーマルなところの情報が行き渡らず、結局お互い嫌な思いをして、理解がないだけで、ちょっとつらい思いをした障がいがある方もいたり、働くと家の往復だけで、やっぱりつらい思いをして、保護者も見ていてちょっとつらくなっちゃったりして離職というの、知り合いの方の所でつい最近もありました。やっぱりサードプレイスでいかに充実するか。地域を起こしてやっていくべきかなというところでは、商店街とか、今ある人たちが何げなく見ていける所で進められると、本当におっしゃるとおりです。

あと先ほどご助言いただいた、親会社というの、まさにそうで、ここでのノウハウを、まだまだ 1 年目ということでできてないんですが、親会社もやっぱりいろんな企業に、こんなふうに障がいがある方働けるよ、どんどんノウハウとして発信していくのが裏目的ですごくあるので、頑張っていきたいと思います。本当にありがとうございました。

(田中会長)

新潟市医師会の田中と申します。今日は貴重なお話ありがとうございました。実際今障がい者の方で、就労している方の割合というのよくわからないんですけども、市のほうでアンケートをとったときに、「あなたが得ている収入源は次のうちどれでしょうか」というアンケートがあるんですが、アンケートの間 14 なんですが、年金手当というのが一番多いんですが、65 歳未満の方に限ってみると、37%の方が給与賃金というふうに答えられているんですね。ということは、この方たちは実際働いているということなんですよ。ということは、大体 4 割近くの方は実際働いていて、あと 6 割近くの方は働きたくても働けてないとか、そういった状況なんですか。

(樋口講師)

そこが、工賃は含まれないということのデータでよかったでしょうか。

(田中会長)

工賃は別かな。

(樋口講師)

工賃は別ですね。であれば、働いているんですが、ただその割合の中でも、やはり非正規雇用のほうが多いというところがあります。パートさんですね。そういう中で、安定し



た収入というところ、雇用形態というところ、まだまだ不安定なところはあるかと思えます。

(美の委員)

関連してよろしいでしょうか。法律の話、先ほどありましたが、われわれ法律をつくる側でもありますが、一方でこの審議会はそれをしっかりと行政がやっていくかということはどうしていくかを話し合う場所です。その中では、この前の会議でやってた中なんですけど、新潟市の企業が、国からは法定雇用率を守りなさいと、いわゆるペナルティつきの条件にありながら、5割の会社が達成してないんですね。一方で、今先生がお示しいただいたように、障がい者の方々が雇用ニーズがあるのかということについては、ニーズについては、とにかく経済的負担を何とかしたいという思いが強くあって、若い方の中では、それを働くという形で解決したいという意思が示されているということは、逆に言うとこれが未達になっていると。働く場所もあるし、求人雇用率は2倍もあるのに、働きたい人がいっぱいいるのに働けない。明らかに何かのボタンの掛け違いにしか見えてないんですよ。今、一生懸命樋口さんがそれを、相手のかけ橋をしてるんですが、端的な言い方をすると、例えば樋口さんのような方がいっぱいこといってくれたら、この問題ってより解決しやすくなるというふうに認識してよろしいのでしょうか。

(樋口講師)

福祉支援の、福祉の支援者であり、今経営者でもあるんですけど、支援者が今だいぶ外に出てはいるかと思えます。もっとそこの出会いと、お互いが理解する場が増えていくと、先ほど西村委員からご助言あったみたいに、ノウハウが、福祉施設でうまく働けるといって、サポートで長らくB型事業所にいる方もいらっしゃる。そのノウハウを外に出すことで、うまくいくのではないかと思います。ただそこを生産性というところに求めたときに、そこにはやっぱりある程度の国の補助も、一定程度は必要かなとは。それが海外でやっているところの是非はあるかと思えます。どうしても生まれながらの障がいでもかなえない部分を、どう国がサポートするのか。企業はそれも含めて、ちゃんと利益を出していくのかという構図が必要で、支援者としては、もうちょっと福祉支援の支援者がどんどん出て行って、地域として企業とつながっていくのか。だいぶ頑張ってる、上から目線になってしまってる申し訳ないんですけど、どんどん出ていってる現状で、新潟市もそれは後押ししてくださってる状態です。ただまだまだこれからなので。

(美の委員)

はい、ありがとうございます。

(樋口講師)

すいません、答になってたかわからないのですが、すみません。

(美の委員)

いえいえ、よくわかりました。

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

ほかに何かございますか。

(林委員)

じゃあ、ちょっとだけ。私、某国のセンターの支援員やったことがありまして、新発田市にある某大手印刷会社に1人雇用させまして、会社の人と、月いっぺんずつ行って支援してたんなんですけど、日本の会社ってすばらしいんですよ。私が書いたのを全部やってくれるんです。企業は極めてまじめです。いつも困ってるのは、ところでこの人は、仕事が9割できるのにあとのぐらいかかりますかと言われたときは、一番苦しかった。わからないから。なぜかという、できなかつたらそれは係長が全部やらなきゃいけないから。その週に出た不良ロットのデータを打ち込むというのが彼の仕事だったんですよ。それやらないと次の仕事動かないんでうすよね。だから絶対やらなきゃいけない仕事、大事な仕事なんですけど、当然頑張りすぎてダウンしてしまったり、作業能率悪いから、全部できないと、上の人がみんなやらざるを得なくなって、何とかありませんかねと言われたのがすごく困ったんですけど、けど日本の会社素晴らしい。私はその作業環境をこうしてくださいとか、このパソコンじゃ使いにくいからノートパソコンにしてくださいとか、机の位置を出やすい出口にしてくださいとか、かなり細かいレポートを私が書いて出したんですけど、そうしたら100%聞いてくれました。だから日本の会社はすばらしいなと。大手企業ですからそうなんでしょうけれども。

結局何がわかったかといったら、やっぱりそれをやる、私の仕事をする人がまさにいないんですよ。そこまで見ないと、企業は雇えないんですね。それは当然ですよ。人事の人は障がいを知ってるわけじゃなくて、障がい者をどう使っていくかもわからないんですから。けど、使う気はあるんですよ。だから実は5割使っていないというのは、その支援が社会的にされてないからです。そうじゃなかったら、企業は利益あげなきゃいけないので、そんなことしてられないというのが現状なんですよ。企業一塊に責められないんですね。それをサポートする社会体制がないんです。それが圧倒的問題。それさえやれば、日本の企業はみんなまじめなんで、もっと雇ってくれるはずですよ。

はっきり言って、一番雇うのは、上肢に問題がない肢体不自由なんですよ。上肢に問題があるだけでももう駄目ですから。肢体不自由といっても、上肢が健常だという前提です。ほとんど。知的や精神障がいは問題外ですよ。非常に細かい手当が必要なんですけど、残念ながら日本はまだそこが弱い。

やってること、いるんですけど、まだ圧倒的に少ないので、とても全体に対応すること、小まめに対応することはできない。それが現状だと思いますね。私もいつも、企業を助けて、助けて。障がい者雇用というのは障がい者を助けるんじゃないんだ。企業を助けるんじゃない。同じくらい助けなきゃ絶対雇わない。企業ボランティアでやってるんじゃない。利益上がらないことは絶対、罰金払ったってやらないよ。言い続けてるんです。ぜひお願いします。

ただそれを、限られた予算の中でどうやるかというのは、まさに言われるとおりで、いろんな知恵を出し合いながら、効率を上げながら、少ない費用の中で、社会と連携することによって、効率的にそれを進めていくべきだと私も思います。大賛成です。

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、これで障がい者施設からの一般就労についての講演を終わらせていただきたいと思います。樋口講師、ありがとうございました。

(樋口講師)

ありがとうございました。

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

以上をもちまして、令和2年度第3回……。

(美の委員)

待って、待って。最後意見まとめるって話になった。

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

この場ですか。

(美の委員)

今やらないと終わっちゃうでしょ。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

それはちょっとまた別の形で、こちらのほうでよろしいですか。時間の都合もあるので。

(林委員)

メールか何かでみんなで意見を出して、それでまとめてもらえばいいんじゃないですか。ちよっともう時間がちよっとオーバーなんで。

(美の委員)

わかりました。

(林委員)

その代わり必ず皆さんの意見を、ぜひおねがいします。

(田中会長)

みんなに意見聞いて、それを事務局頑張って、うまくまとめてくれればいいじゃないですか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

皆さんのほうから頂いた意見をこちらでまとめて、皆さんに一度見ていただいて、審議会としてはこういうご意見でいいでしょうかねというのを、やり取りさせていただくということ。

(美の委員)

手続き上の確認なんですけど、われわれ分科会なんです。親会ではないので、ここで分科会長にお任せするべきだという確認だけとっておけば、あとは意見出たら、分科会長が処理してご判断していただいたあと、やはり最後は、年度末の上の全体会議の中で、しっかりと分科会としてこう意見があったと、その上で、全体としてもどうかということについては、今度委員長のほうにもその件を、今からご相談していただくべきことではないかと思うんですが、ただ分科会長がそれをずっとしないと私動けないんで、そういうの流れっていかがでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

そこをちょっと私ども、あくまでもこれ、社会福祉審議会の分科会と私ども動いてやっているんで、社会福祉審議会として、こういうような取り扱いどうするかって、私どもわからないことがあるので、そこは審議会の担当課の福祉総務のほうに、今そういう話になってるんだけど、どこまで話ができるものなのかと、あくまでも分科会として、担当課である障がいに出すというところで話が止まるのか、その先までいけるのかって、ちょっと確認させてください。

(美の委員)

分科会の会長とか委員の皆さんの確認がとれないと、多分所管課に言っても仕方がないんで、そこだけは今日確認とおいたほうがいいのかと思うんですが、また集まってから確認しようじゃないんで。

(田中委員)

分科会の基本的な立ち位置が、要するに役所がつくった具体的な計画に対して意見を言う会ですよ。それ以下でもそれ以上でもないですよ。だから本来であれば、今こうやってやってますけれども、最初に集まって、意見を聞いて、本来このパブリックコメントが出る前に、途中でこう集まるのはなかったんですよ。今回も特別にやったわけなんですけど、あとおしりのところで、年度末で、こうなりましたというのを聞くんですよ。

(美の委員)

それは、分科会長、違います、明らかに。社会福祉審議会の定義は、新潟市の社会福祉政策について有識者が意見を述べ、かつ何だったっけ、あの定義書いてあったの。要は市が出したものをわれわれ審査するためだけに集まっているわけじゃないんですよ。本当に新潟市という行政が、社会福祉をどうしていくかを話し合うために委員会は設置されていて、その中の1つの業務が、審議会制度の意見、また審査をするという業務が入ってるだけですので、今のお話だと、これを審査するためにうちら集まっているというご発言になりますので、違うと思うんですが、事務局、確認させてください。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

さっき話があったとおり、この確認以外にも、今回の会議を踏まえて、皆様方の、委員

の総意として、市としてこういうことを進めてほしいという意見をまとめるというものについては、今こちらで確認をとれたというふうに思っています。その草案をこちらでつくって、皆様方に見ていただいて、私らが頂くという流れにはまずなると思います。

それが、この分科会の中でこういうことがありましたという報告を、3月の全体会の中でどの程度できるのか。要するにほかの分科会の動きとのバランスもあるので、ここでだけそんなことがあったのに、ほかの分科会は何もおっしゃってませんみたいな話になると、また担当課の福祉総務としても、それはちょっとそちらの中でやったということだとどめてくれないかと言われる可能性もないわけじゃないので、そこの全体会でどういうふうに報告するかについて、確認をさせていただいて。

(美の委員)

確認をしたいのが、執行部はあくまでも事務局の処理をする担当ですので、分科会のことについては分科会の委員長にすべて権限が与えられているはずですし、全体のことについては、丸田先生でしたっけね。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

そうですね。

(美の委員)

が委員長ですから、委員長の裁量と、その参加してる委員の意思で決まることなので、私そこがさっきから気になってるんですよ。執行部側ができるできないを、なぜ判断できるのかな、そんな規定あった？という。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

なので、それは福祉総務課のほうで、委員長のほうと確認していただく必要があるかなと思っています。

(美の委員)

ですよ。今日とはにかく、分科会次集まるの3月になってしまうので、ぜひ、まずはこの分科会で今受けとめたというふうにご発言あったんですが、私逆にそれを分科会の委員長が言ってくださらないと、単に勉強して話して終わったになってしまいますから、それを最初にお願ひした、分科会の委員長の中で、ご配慮というのは、今言った、はっきりとここで確認を、分科会の会長として確認をとっていただきたいなというお願いだったんですよ。ですから委員長がお考えになってた、審査するためにこちら集まったというお考えになると、今言ってることがおかしいことになってるんですよ、多分。分科会の委員長の中には、最初の1回目のときに、実は。

(田中会長)

分科会の意見が、市の施策に影響を与えるような、そういう立ち位置じゃないんですよ。この分科会って。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

市の施策として反映できるかどうかは別として、分科会のほうから市のほうに対して、こういうことをやってほしいとか、今後こういう方向で考えていただきたいというご意見があれば、それを私らは受け止めるというような形になるかと思います。それについては、今回のことを含めてまとめて、ご意見を出させていたいただきたいということであれば、私らはそれを受け止めさせていただきます。

(美の委員)

その一言だけちょっとお願いをしないと、手続き上少し。

(田中会長)

だからこれでしょ、今回講演を聞いて、それぞれ考えたことがあると思うんで、それを出して、それをまとめて、こういったことが分科会として、意見としてありましたということを、提言というか、やればいいんですよね。ほかに、例えば分科会として、あれこれほかの何か政策とかそういうのを考えて、それを審議会のほうに提案するとか、それはないですね。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

今回ののは、あくまで今回のここについてという形になりますね。

(田中会長)

そうだね。

(美の委員)

ありがとうございました。すいません、面倒なことお願いしまして。

(司会 障がい福祉課 上村課長補佐)

また具体的なことについては、メール等で御連絡させていただきたいと思います。以上をもちまして、分科会終了させていただきます。皆様、お忙しいところ長時間にわたりありがとうございました。

講師のお二人につきましても、お忙しい中貴重なご講演、ありがとうございました。

事務連絡ですけれども、駐車券については無料処理をしてありますので、お帰りの際にお受け取りください。本日はご出席いただきましてありがとうございました。